



昭和二十八年七月二十八日 衆議院會議第三十号 和歌山、奈良地方水害調査附随員の現地調査の報告

六四四

ものについて申し上げます。まず第一に、降雨量が未だ有るものであつたといふこととあります。すなわち、高野山から南部野地帯は、紀伊水道に流れ込んでおります。有田川、日高川、新川の支流の豊志川、また太平洋の熊野灘に注ぐ熊野川の上流に当つておりました。この山岳地帯に、七月十七日昼過ぎより翌日の朝にかけて、未だ有るといふべき豪雨が降り続いたものであります。この豪雨がいかにはげしかつたかといふことにつきましては、この地方の雨量観測所はほとんどが流失し、その機能を喪失して、その資料を得ることができなかったものであります。たゞ、日高川上流の八幡村清水小学校の教員の測定したものであります。この雨量は七百六十ミリ、また奈良県の野迫川村の雨量計では、九時間に六百四十ミリを記録したほどであつて、村民の話によれば、これは、豪雨とか、しのつく雨とかいふような、なまやさしいものではなく、バケツの水をぶちまけたようなありさまで、この雨が山はだに当つて奔流する様は、あたかも山全体が一度に水をふき出し、流れているように見え、これこそいわゆる山津波だと感じたものであります。たゞ、この一事をもつてしましても、いかにこの雨がはげしかつたかといふことが想像できるものと存じます。

第三の特徴として、この紀州一帯は、御承知のことく、全国でも有数の林業地であつた關係上、多数の木村が、濁流に流された点を指摘することができま。この押し流された木村により、想像以上の被害を生ぜしめたのであつて、山間地帯のある村においては、崩壊した岩石や土砂と流水が川をせき止め、満ちたる水をふきかき湖をつくり、一時川の流れをせき止め、それがまた決壊して、一時に多量のいよゆる土石を流出して、人家を押し流し、堤防橋梁を破壊し、人の被害においては九州水害の数倍の多きにも達したのであります。

以上のごとく、両県下における被害は、地域的には狭隘ではありましたが、降雨量の時間的集中性と、急傾斜の山岳地帯という両県地勢と相まつて、その被害はまことに驚異に絶する激甚なものがあつたのであります。次に、両県下の被害の概要を申し上げたいのでありますが、時間の關係上特に省略して、速記録に掲載していただきます。御了承願ひたいと思ひます。

(参考) 奈良県の被害地はほとんどすべてが熊野川上流の十津川、野迫川一帯の山間地帯に限られております。和歌山県は、和歌山、有田川、日高川下流の、割合に平坦な地域における被害と、これらの川の止流山岳部における被害とに分けることができます。まず山岳地帯にきましては、河川に沿つて走つてい道路は、通常は唯一の主要な交通路であります。これらの道路はほとんど切斷され、山間の小道や林道は、全く交通不能となつております。まして電話等の通信機関もつきさきに不通となつておりました。山間の部落は孤立無援、全く連絡のしようもないとありさまであります。われわれが調査にまいりましたのは、豪雨の日から四、五日も経過してしたのでありますが、奥地における罹災者の状況等はほとんど判明せず、県当局や町村も決定的調査隊を派遣するとか、あるいはまた、山の背や谷を越えて命からがら逃げて来た人々の報告によつて、辛うじて実情を知るといふありさまであります。

なお、幸いにして状況が判明しても、救助の手を差しのべることも困難を極め、また、危く家屋の流失はまぬがれても、食糧難に陥り、飢死寸前にまで迫つてしまつてゐるものも多々あるとこのことであります。次に、和歌山県下の海岸線の町村や河川の下流における被害状況であります。これらの地方は、わずかに百程程度の降雨しかあつたのであり、まず、先程も申し上げましたように、本県の地形からいまして、上流の土砂、洪水を伴つた激流が、わずか数時間の中に、この低地へ押し寄せました。日高川におきましては、一時間に九尺も増水したものであります。このように短時間に下流の水位が上昇するところは、人々の想像もしなかつたところでありまして、頭上を鉄橋も、橋脚も残らず押し流されておりました。また紀伊半島の西岸を走る鉄道も切斷され、北方の和歌山市や、南方の田辺市との連絡は、もつぱら海上交通に依る外ない有様であります。現に、和歌山、油

良、田辺等から警備隊の船によつて、人員、物資の輸送に當つてゐるような次第であります。さらにまた、堤防の決壊によつて、広範な田畑が泥海と化し、農家の生業の途はたれてしまひました。以下、われわれが調査中に親しく目撃し、また現地の人々より聞き取れた被害の事例について申し上げます。先ず日高川河口の御坊町であります。この町は被害の最も激しい所の一つであるといわれ、戸数三千数百戸の殆んど全部が軒下まで浸水し、家財道具一切を失つて、家屋はただその形骸を止めてゐるにすぎません。また橋の流失、鉄道の途絶、電信電話の潰滅によつて御坊町は全く孤立してしまひました。災害五日目といふのに、町の中は洪水が散乱し、味を没する泥は町全体を覆ひ、豚の死がいが転がつて、異様な悪臭を放つてゐる様には、われわれ一同驚然たるを得ませんでした。また衣類はほとんど何れも配給されておらず、食糧は、十八日には何も食べず、翌十九日になつて、ようやく人口一万数千人に對し、握りめし、パン六千個が配給になつたにすぎなかつたこの事であります。また、これらの食糧の配分に當りまして、餓え切つた町民によつて、我先きに奪ひとられてしまふ有様で、公平な配給はとて出来なかつたこの事であります。また日高川上流の寒川、川上の向村は、山津波によつて相当の死傷者を出したのでありますが、全く孤立の状態にあり、御坊の警察にやつとたどりつ

いた六人目の使者の語によりますと、川上村四千数百人の村民は、水害以來一日一人当り八匁の米にまゐれた米を配給されましたが、その保管米は、二十一日には全くなくなりました。この報告によつてこの事情が県当局にわかり、二十三日に至りまして、やつと米二百五十俵が難留米軍の飛行機によつて向村に投下されることになつたのであります。

れつて来ますが、元氣な若者等は橋げたにとび上り、運よく助かったようでありましたが、大部分は、この頑丈な橋と流水とに押しつぶされて死んで行つたものであります。

われ／＼は、奈良町側の小高い丘から保田村を望見したましたが、山麓まで見渡す限り赤黒い泥土と、砂礫の原と化し、見るも無残な惨状を呈しておりました。これに引きかえ、この川の築島町側は、保田村側の決壊のため、難をのがれ、水田は全く無傷のまま、田舎と稲が生い茂っておりまして、天災とは申せ、被災地と、災害を受けたかつた所との相異の、あまりに歴然たるに、無量の感に打たれた次第であります。保田村のある老農夫は申しております。肉親を失ひ、先祖伝来の田舎を失つて、将来に対する希望もなく、むしろ水に流されて、死んだ方が良かったというのであります。

次に、われ／＼は、其志川、紀川の合流点の九柄村より、其志地区、野上谷地区の十数キロに亘る地区をみてまいりましたが、この其志川は、いたるところ、S字状に彎曲蛇行し、急激に増水した濁流は流水を伴ひ、いたるところで堤防をつき破り、野上におきましては、平水位置を越えること十メートル余、鉄橋は落ち、鉄道はがけ崩れで埋没、切断され、上流から流れて来た巨木は人家にめり込み、至るところに散在し、濁流の激しさを物語つております。

また九柄におきましては、田畑は深い所で六尺、平均三尺も埋没し、泥土の下には多数の石とか木材が埋れてゐるために、復旧の見込はまったく立たないという有様であります。

次に奈良県につきまして申し上げます、平常は唯一の交通路である延長一〇七キロに及ぶ二級国道、新宮、大和高田線と初めて、これを中絶する県道、林道は、強烈な豪雨と、山腹各所より噴水のごとく湧出した地下水のため、数箇所所にて切断され、ほとんど原形を止めざるに至りました。何分被害地のはほとんどが山の中でありましたために、未だにその被害の判明しないものも、なお多数ある云々現状であります。丁度われ／＼が県庁に参りましたときに、県会の野田調査団の一行が四日ばかりでやつと歸つてまいりましたが、その人々の話によりまして、野田川の平部落の対岸の部落には四、五名の人が手を振つて助を求めているが、どうにもならない。初めの中は立つて救を求めていたが、今はその元氣もないのか、すわり込んで、手を振つてゐると云ふことであります。

又この辺には、村長にも無断で山の中に入り、いたげの栽培とかの仕事をして、秋になると又いつの間にか歸つて行く人があるとのことで、これらの人々が相当の苦であり、全く消息不明と云ふことであります。又、野田川村の上垣内にある新制中学校であります。寄宿舎をもつておりました。たゞく山崩れによりまして、寄宿舎は半分埋没し、二十名が生理的になり、その中十三名が即死という悲惨な有様であつたこの事でありました。

次に、これら被害地に対する県、町の応急対策、救助活動等について申し述べます。

奈良とも、いち早く水害対策本部を設置し、また災害救助隊を組織して、県的全機能をあげて救助に尽してあります。しこうして、救助活動は、被害状況の把握なくしては、とうていその成果を期することができないのは言までもないのであります。特に、奈良県下の被害地や、和歌山県の山間部についてこれが実情をつかむことは緊急の問題となつております。日高川の上流に對しましては、二十三日保安隊が奥地に出發いたしました。奈良県では、二十四日に、不眠不休、三、四日もかけて調査団が歸つて参りましたので、やつと奥地の実情を知ることができましたが、香川県の大きさに匹敵する十津川村の調査団は、いつ歸れるかわからないとのことであります。さらに、奈良とも、ヘリコプターを利用して、空中偵察により相當の成果をあげております。

このことに關連いたしまして、通信連絡施設であります。今回のような大災害の場合には、有線電話等はすぐ途絶してしまふ。上流の状況は一刻も早く下流に知らせることや、水害によつて孤立した場合、お互いに連絡をとることは最も重要なことである以上、完全なる無線連絡施設による通信連絡の必要を痛感いたしました次第であります。

さらに、最も焦眉の問題であります。この食糧輸送の状況であります。右のよう調査によりまして、実情が判明次第、道のないところには人が肩に米をかづいて運んでおります。奈良県野田川村に對しては、五五より和歌山の高野山を経て徒走運搬をし、また五五より阪本間を索道により、さらに野田川村までは徒走運搬によるといつたありさまで、二十四日に至りようやく米三千七俵が到着し、同村民は初めて養生の思いをしたような次第であります。かくのごとき事情でありますので、米のやみ価格が急騰し、米一斗につき輸送費のみで二百円という法外な高値を呼んでゐることとありました。また一方、駐留軍の飛行機による食糧投下や、龍野川をさかのぼつてプロペラ船による輸送も開始されております。一方、和歌山県の御坊町に對しましては、フリゲート船により近くの港に揚陸し、ここからトラック、ダクトポンプ等を利用して運び込んでおりますが、このような公的機関のほか、各新聞社等も救済物資の輸送に協力してゐることは、まことにわれ／＼と感ずるところであります。

しかしながら、他方、たつた一つの連絡道路にひしめてゐる車両の交通を整理して迅速なる輸送をはかること、その道路の輸送能力を維持するため、危険箇所を修復する等のことについては、いまだ必ずしも完璧ならず、もよりの町村や警察等のいさゝかの積極的な協力があつてしかるべきだとの感を受けたところもありました。このようにして、とにかく、二十一日御坊町には三分の食糧が入つたこと、それまでいさゝか不穩の形勢があらたまったこの町も、われ／＼一行がフリゲート船によつてやつとたどりつたこととを以て、案外平靜を保つてゐることも見受けられ、やや安堵をいたした次第であります。

次に、堤防の決壊場所におきましては、早急の復旧工事が進められて、復旧の熱意に燃え、真剣な取組の姿もところ／＼に見受けられました。もとより、奥地の被害地を救助するためにも、決壊道路の応急修理が先決問題でありまして、これも逐次進められております。

また、農地の災害復旧には、ブルドーザーを入れて工事の促進をはかるなど、必死の努力をしておりますが、完全に復旧するまでに数年の年月を要するよう大被害地に對しては、もちろん、山間の小さな農地の復旧に對しても、高率適用による国の助成が望まれております。

次に、家屋、学校の復旧修理も逐次なされておりますが、特に奈良県の河川流域におきましては、全然家屋、敷地が流失してしまつており、これが復旧は容易ならざるものあり、現当りの復旧単価は想像を絶するものがあり、これらの点についても、何らかの助成の措置が要望されております。

その他、医療対策、治安維持のためにも、それ／＼措置がとられておりますが、特に医療施設については、さらに機敏な措置が要せられておりました。すなわち、真夏を間近に控えて、両県下の水害地では、すでに疫病発生のおそひが見え参りました。

翻つて考えてみますと、災害地に対する救助は、まず当該地元においてできるだけの手段を尽くすのは當然でありましよう。事実、現地における復旧の努力は、決して怠りないものがあるにもかかわらず、この両県の水害のごとく未曾有の大規模なものであります。と云うて、県の自力で救助の完了を期することのできないのは言うまでもないこととあります。いんや、完全な復旧を見るまでには、相當以上の国の助成が必

昭和二十八年七月二十八日 衆議院會議録第三十号 和歌山、奈良地方水害調査顧問議員の現地調査の報告

六四六

委員の選挙については、その手続を名  
略し、議長において指名せられんこと  
を望みます。

御異議ありませんか。  
御異議ありませんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○議長（堤康次郎君） 御異議なしと認め  
ます。  
議長は中央青少年問題協議会委員に  
坂田 道太君 櫻内 義雄君  
古屋 貞雄君  
を指名いたします。

第六 漁業法の一部を改正する法  
律案（鈴木善幸君外三十四名提  
出）  
○今村忠助君 議事日程順序変更の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、日程第六を繰上げ七程し、そののち漁業を進められんことを望みます。

○議長（堤康次郎君） 今村君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堤康次郎君） 御異議なしと認めます。よつて、日程の順序は変更せられました。

日程第六、漁業法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。水産委員長田口長治郎君。

漁業法の一部を改正する法律案  
漁業法の一部を改正する法律  
漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五章、免許料及び許可料（第七十五条―第八十一条）」を「第五章 削除」に改める。

五章 削除に改める。

第三十六条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項中「前四項」を「前三項」に改め、同項を第四項とする。

第三十九条第十三項中、「第四項（漁業権の制限又は条件）及び第七十七条から第八十一条まで（免許料又は許可料の徴収）」を「及び同条第四項（漁業権の制限又は条件）」に改め、同項の次に次の二項を加える。

14 第十二項の規定による負担金は、國稅滯納処分<sup>の</sup>例によつて徴収することができる。但し、先取特權<sup>の</sup>順位は、國稅及び地方稅に次ぐものとする。

第六十三条中「第十三項まで（漁業權<sup>の</sup>取消）」を「第十四項まで（漁業權<sup>の</sup>取消）」に改める。

「第五章 免許料及び許可料」を  
「第五章 削除」に改める。  
第七十五条から第八十一条までを  
次のように改める。

第二百二十九条 削除  
第四百四十四条第一号中「第三十六条第四項」を「第三十六条第三項」に改める。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十八年度分の漁業の免許料及び許可料から適用する。
- 2 昭和二十七年分までの漁業の免許料及び許可料については、な

お従前の例による。

漁業法の一部を改正する法律案鈴木善幸君外三十四名提出）に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔田口長治郎君登壇〕

田口長治郎君　ただいま議題となり  
ました漁業法の一部を改正する法律案  
について、その概要と、水産委員会に  
おける審議の経過及び結果について御  
報告申し上げます。

わが国民民主化並びに経済再建の一環として、昭和二十四年現行漁業法が制定されまして、漁業制度改革がなされ

同時に計画的に新漁業権の免許を行つたのであります。この漁場整理のため、旧漁業権はこれを消滅させ、新漁業権を有する者に譲渡した次第であります。本制度改革におき

て、政府は、その補償として、約百八十一億円の漁業権証券を交付した次第であります。しかしながら、当時の我が国の置かれてゐる事情等からいたしまして、この補償金にその利子約五十

にこの免許料、許可料の徴収の最初の  
間は、他産業に類例を見ないばかりで  
なしに、何らの合理性をも見出し得な  
いのであります。しかも、本年はすで

昭和二十七年度分六億余円の徴収が行われてゐる次第であります。この漁業制度改革の実効をあぐべきときにあらうりまして、免許料が漁民の過重の負担

となり、所期の目的達成のためにも、大いなる支障となつてゐる次第であります。そこで、本制度を撤廃いたしました。

て、漁業経営及び漁民生活の安定をはかるとうというのが、本案提出の理由であります。

業法第五章に規定してありますところの沿岸漁への免許料及び許可料の支文を削し、また内水面漁業に関する

同様の規定である法第二百二十九条を翻  
除して、本制度を撤廃せんとする次第で  
あります。その他、本法の適用につい  
ては、昭和二十八年度分の漁業の免許  
料及び許可料から廃止することといふた

しました次第でありますから、ただいま徴収しておりますところの初年度分の分につきましては、従前の通りこれを徴収することにしたのであります。

野委員から次の附帯決議を付して賛成  
されたのであります。すなわち、  
一、政府は、昭和二十七年度分の免

許料及び許可料の徴収については、災害、接収、演習其の他の事情により納入困難なる者に対しては、減免等の措置をすること。

二 昭和二十七年即分の漁業免許料及び許可料の未納入分については納期内に必ず納入せしむる様万全の措置を講ずる。

次に、改進黨中村委員から賛成の意見が開陳され、討論を終り、採決いたしましたところ、附帯決議を付し全会一致をもつて可決すべきものと議決い

右御報告申し上げます。(拍手)  
○議長(堤康次郎君) 採決いたしま

す。本案は委員長報告の通り決するに  
御異議ありませんか。  
「異議なし」と呼ぶ者あり」  
○議長（堤康次郎君） 御異議なしと認  
めます。よつて本案は委員長報告の通  
り決するに御異議ありませんか。

り可決いたしました。

○議長（堤康次郎君） お諮りいたします。内閣から、運輸審議会委員に太田三郎君及び松浦薫君を任命するため木

○議長(堤康次郎君) 日程第三、外航  
船船建造融資利子補給法の一部を改正  
する法律案を議題といたします。委員

長の報告を求めます。運輸委員長関内正一君。

外航船舶建造總資利子補給法の  
一部を改正する法律

外航船舶建造融資利子補給及  
題名を次のように改める。

第一條中「利子補給金を支給する」を「利子補給金を支給し、及び損失

補償を行ふ」に改める。

第二条の見出しを「(利子補給金の支給及び損失補償)」に改める。

第二条中「日本船舶を所有するこ  
とができる者が、」を「日本船舶を所

有することが出来る者の請求により、**その**者が「利子補給金を支給する」を利子補給金を支給し、又は当該融資によつて受けた損失を補償する」に改める。



昭和二十八年七月二十八日 衆議院會議録第三十号 外航船舶建造融資利子補給法の一部を改正する法律案

六四八

第三条中「前条の規定による契約」を「前条の規定による利子補給金を支給する旨の契約」に改める。

第四条中「第二条の規定による契約を」を「第二条の規定による利子補給金を支給する旨の契約」に改める。

第五条第一項中「第二条の規定による契約を」を「第二条の規定による利子補給金を支給する旨の契約」に改める。

第六条中「第二条に規定する契約」を「第二条の規定による利子補給金を支給する旨の契約」に改める。

第七条から第九条までを次のように改める。

(補償金の総額)

第七条 政府は、第二条の規定による損失を補償する旨の契約を締結する場合には、補償金の総額が予算で定める金額をこえることとならないようにしなければならない。

(損失の範囲)

第八条 第二条の損失は、金融機関が当該融資に係るすべての担保権を行使し、且つ、当該融資について保証人があるときはすべての保証人に対し債務の履行を請求し、当該担保権に基づく競売の申立若しくは委任若しくは差押命令の申請又は保証人に対する履行の請求のうち最後に行われたものが行われた日から一年を経過してもなお取り立てることができなかつた元本、利子（政令で定める遅延利子を含む）及び債権行使のために要した費用であつて政令で定める範囲のものに相当する金額とする。

但し、金融機関が当該融資に係る担保権を行使し、及び保証人に対し債権を行使してもこれに要する費用を償ふことができない場合その他当該融資に係る担保権を行使し、及び保証人に対し債権を行使することが著しく不利である場合において、債権金額から政府と当該金融機関とが協議により定める担保物の評価額及び保証人に対する債権行使による取立見込額を控除した金額をもつて第二条の損失とすることについて政府と当該金融機関との協議が成立したときは、その額とする。

第九条 政府は、前条に規定する損失のうち当該融資の融資総額の百分の三十に相当する金額をこえる部分については、補償しない。

(損失補償の限度)

第十条 政府は、前条に規定する損失のうち当該融資の融資総額の百分の三十に相当する金額をこえる部分については、補償しない。

(債権の保全及び取立)

第十一条 金融機関は、第二条の規定による損失を補償する旨の契約に係る融資については、善良な管理者の注意をもつて、当該融資に係る債権を保全し、且つ、その取立に努めなければならない。

1. なお残額があるときは、これを政府に納付しなければならない。但し、当該契約により政府から受け取らるべき補償金の額を限度とする。

3. 金融機関は、前項の規定により残額を政府に納付する場合において、次条第一項の規定により交付された国債証券（当該国債の借換のため発行された国債証券を含む。）を有するときは、当該国債証券をもつて納付することができる。

(補償金の国債証券による交付)

第十二条 第二条の規定による損失を補償する旨の契約により政府が支払うべき補償金は、国債証券をもつて交付することができる。

2. 政府は、前項の規定による交付のため、必要な額を限度として、国債証券を発行することができる。

3. 第一項の国債証券の交付価格その他前二項の国債証券に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

(利益配当の場合の納付金)

第十三条 第二条の規定による利子補給金を支給する旨の契約に係る融資を受けている会社は、政令で定める限度をこえて利益の配当をしたときは、政令で定めるところにより、当該利益に係る営業年度の期間について金融機関が支給を受ける利子補給金の額に相当する金額を国庫に納付しなければならない。

第十四条 運輸大臣は、前二条の規定による納付金を納付しない者があつたときは、期限を指定して、その納付を督促しなければならない。

(強制徴収)

2. 運輸大臣は、前項の規定により督促するときは、督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、その到来の日が督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならない。

3. 運輸大臣は、前二項の規定による督促を受けた者がその指定の期限内にその督促に係る納付金及び次条の延滞金を納付しないときは、国税滞納処分法の例によりこれを処分する。

(延滞金)

第十五条 運輸大臣は、前条第一項の規定により督促したときは、その督促に係る納付金の金額百円につき一日八銭の割合で、納期限の翌日からその納付の日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。

(貸借対照表の提出等)

第十六条 運輸大臣は、第二条の規定による契約に係る融資を受けている会社に対し、当該事業に関する貸借対照表その他の書類の提出

又はその業務の状況に関する報告を求めることができる。

第十七条 運輸大臣は、第二条の規定による契約に係る融資を受けている会社に対し、その利益金の処分について報告をすることができ

第十八条 運輸大臣は、第三条の規定による契約に係る融資を受けている会社に対し、利益の配当について必要な命令をすることができ

第十九条 政府は、金融機関が、この法律又は第二条の規定による契約に違反したときは、当該金融機関に対し、支給すべき利子補給金の全部若しくは一部を支給せず、補償すべき損失の全部若しくは一部を補償せず、又は支給した利子補給金若しくは補償金の全部若しくは一部を返還を求めることができる。

(罰則)

第二十条 第十六条の規定による報告をせず、若しくは書類の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の記載をした書類を提出した場合、その行為をした会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三万円以下の罰金に処する。

2. 会社の代表者、代理人、使用人そ

の他の従業員が、その会社の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その会社に対して同項の刑を科する。

## 附則

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、改正後の外航船舶建造融資利子補給法第三條から第六條まで及び第十二條の規定以外の規定であつて損失補償に關するものは、日本船舶を所有することが出来る者が昭和二十八年三月一日以後に外航船舶の建造を造船事業者に請け負わせる場合におけるこの法律の施行の日以後にされる当該外航船舶の建造のための融資に關して適用する。

2 政府は、昭和二十八年度において改正後の外航船舶建造融資利子補給法及び損失補償法第二條の規定による損失を補償する旨の契約を結ぶ場合には、改正後の同法第七條の規定にかかわらず、補償金の総額が五十九億七千万円をこえることとならないようにしなければならない。

3 臨時賠償等改訂助成利子補給法(昭和二十八年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第六條中「外航船舶建造融資利子補給法」を「外航船舶建造融資利子補給法及び損失補償法」に改める。  
外航船舶建造融資利子補給法の一部を改正する法律案に対する修正案

外航船舶建造融資利子補給法の一部を改正する法律案に対する修正

外航船舶建造融資利子補給法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一條の改正規定を次のように改める。

第一條中「利子補給金を支給することにより、外航船舶の建造を促進すること」とを「利子補給金を支給し、及び損失補償を行うことにより、外航船舶の建造を促進するとともにわが国海運の健全な振興を図ること」に改める。

第二條の改正規定中「日本船舶を所有することが出来る者の請求により、その者が」を「日本船舶を所有することが出来る会社の申請により、その会社が」、「政令で定める範圍の金融機關を」を「日本開發銀行以外の金融機關で政令で定める範圍のものに」に改める。

第五條の改正規定を次のように改める。

「に改める。」を「二年七分五厘」を「年五分」に改め、同條第二項中「五年間半年賦均等償還」を「十年間半年賦均等償還」に改める。

「第九條の次に次の十一條を加える。」を「第九條の次に次の十三條を加える。」に改める。

第十二條及び第十三條を次のように改める。  
(利益を計上した場合の納付金)  
第十二條 第二條の規定による利子補給金を支給する旨の契約に係る融資を受けている会社は、その決算において計上した利益(政令で定める範圍のもの)をいう。以下同

じ)の額が当該会社の資本(発行済額面株式の株金総額及び発行済無額面株式の発行価額の総額をいう。以下同じ)に政令で定める率を乗じて算出した金額をこえるときは、当該利益に係る決算期に属する期間について金融機關が支給を受ける利子補給金の額に相當する金額を國庫に納付しなければならない。

第十三條 第二條の規定による利子補給金を支給する旨の契約に係る融資を受けた会社は、当該契約が結ばれた日から十五年以内、その決算において計上した利益の額が当該会社の資本に政令で定める率を乗じて算出した金額をこえるときは、当該利益の額から資本に政令で定める率を乗じて算出した金額に相當する金額を國庫に納付しなければならない。

第十四條 運輸大臣は、第二條の規定による契約に係る融資を受けた会社に対し左の各号に掲げる勧告又は監査をすることが出来る。但し、利子補給金を支給する旨の契約に係る融資を受けた会社に対しは当該契約が結ばれた日から十五年以内であり、且つ、当該会社がこの法律の規定により、國庫に納付した金額が当該融資に關し金融機關が支給を受けた利子補給金の總額に達するまでの期間に、損失を補償する旨の契約に係る融資を受けた会社に対しては当該契約の存続する期間に限る。

一 不当な経理の是正その他経理の改善に關する勧告  
二 不当な競争の排除に關する必要な勧告  
三 業務又は経理の監査

運輸大臣は、第二條の申請をした会社に対し船舶の低減を図るため、当該申請に係る外航船舶の仕様に關して必要な勧告をすることが出来る。

(勧告に従わなかつた場合等)における納付金  
第十五條 運輸大臣は、第二條の規定による契約に係る融資を受けた者が左の各号の一に該當することとなつた場合においては、その者に當該融資が生じた日までに当該融資に關し支給を受け、又は受けるべき利子補給金に相當する金額の全部又は一部を國庫に納付することを命ずることが出来る。但し、当該事実が生じた日までに第十二條の規定により國庫に

(会社に対する勧告等)

第十四條 運輸大臣は、第二條の規定による契約に係る融資を受けた会社に対し左の各号に掲げる勧告又は監査をすることが出来る。但し、利子補給金を支給する旨の契約に係る融資を受けた会社に対しは当該契約が結ばれた日から十五年以内であり、且つ、当該会社がこの法律の規定により、國庫に納付した金額が当該融資に關し金融機關が支給を受けた利子補給金の總額に達するまでの期間に、損失を補償する旨の契約に係る融資を受けた会社に対しては当該契約の存続する期間に限る。

一 不当な経理の是正その他経理の改善に關する勧告  
二 不当な競争の排除に關する必要な勧告  
三 業務又は経理の監査

運輸大臣は、第二條の申請をした会社に対し船舶の低減を図るため、当該申請に係る外航船舶の仕様に關して必要な勧告をすることが出来る。

(勧告に従わなかつた場合等)における納付金  
第十五條 運輸大臣は、第二條の規定による契約に係る融資を受けた者が左の各号の一に該當することとなつた場合においては、その者に當該融資が生じた日までに当該融資に關し支給を受け、又は受けるべき利子補給金に相當する金額の全部又は一部を國庫に納付することを命ずることが出来る。但し、当該事実が生じた日までに第十二條の規定により國庫に

納付し、又は納付すべき金額、当該事実が生じた日までに第十三條の規定により國庫に納付し、又は納付すべき金額及び当該事実が生じた日の前日までに本案の規定により國庫に納付し、又は納付すべき金額に相當する金額の合計額を、当該金融機關が当該事実が生じた日までに当該契約に關し支給を受け、又は受けるべき利子補給金に相當する金額から控除した金額を限度とする。

一 前條第一項第一号又は第二号の規定による勧告に従わなかつたとき  
二 第二條の規定による契約に係る融資により、同条の申請に係る船舶の仕様と異つた仕様によつて船舶の建造を請け負わせたとき  
新第十六條中「前二條」を「第十二條、第十三條又は前條」に改める。  
新第十七條の次に次の四條を加える。

(監査の実施)

第十八條 運輸大臣は、第十四條第一項第三号の規定による監査を行うため必要があると認めるときは、当該会社からその業務若しくは経理の状況に關する報告を徴し、又はその職員に、当該会社の営業所若しくは事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることが出来る。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に呈示しなければならない。

昭和二十八年七月二十八日 衆議院會議第三十号 外航船舶建造融資利子補給法の一部を改正する法律案

昭和二十八年七月二十八日 衆議院會議録第三十号 外航船舶建造融資利子補給法の一部を改正する法律案

(日本開港銀行に対する利子補給金の支給)

第十九条 政府は、当分の間、第二十条の会社申請によりその会社が同条の外航船舶の建造を同条の造船業者が調け負わせる場合において、日本開港銀行がその資金を融通するときは、政府が定めるところにより、当該融資につき利子補給金を支給する旨の契約を同行と結ぶことができる。

第二十条 第三十条から第五十条までの規定は、前条の規定による契約について準用する。この場合において第三十条「会計年度以降八箇年度以内」とあるのは、会計年度以降十七箇年度以内」と、第五十条第一項中「当該金融機関が通常それと同種類の融資を行う場合における利率と年五分との差の範囲内」とあるのは、「日本開港銀行が当該契約に係る融資を行う場合における利率と年三分五厘との差の範囲内」と、同条第二項中「十年間半年賦均等償還」とあるのは、「当該融資契約が結ばれた日以後、貨物船に係る融資にあつては元本三年間、油槽船に係る融資にあつては元本三年間、開港十年間半年賦均等償還」と読み替へるものとする。

第二十一条 日本開港銀行は、第十九条の規定による契約により政府から利子補給金の支給を受けるときは、当該融資契約により受ける利子額を当該融資の契約上の利子額から利子補給金に相当する額だけ差し引いたものとしなければならない。

第三十条 第十八条第一項の規定(第二十條第二項において準用する場合を含む。)による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合に於ては、その行為をした会社の代表者、代理人、使用人その他の従業員は、三万円以下の罰金に処する。

第三十一条 改正前の第二十条の規定により結ばれた利子補給金を支給する旨の契約に係る融資を受けた会社については、当該契約に係る利子補給金に關する限り、改正後の第十二条から第十五条までの規定は、適用しない。

第三十二条 改正前の第七條及び第八條の規定は、改正前の第二條の規定により結ばれた利子補給金を支給している会社については、なおその効力を有する。

第三十三条 附則第五項の次に次の一項を加える。

6 政府、昭和二十八年年度において改正後の外航船舶建造融資利子補給法及び損失補償法第十九條の規定による利子補給金を支給する旨の契約を日本開港銀行と結ぶ場合には、同法第二十條において準用する同法第四條の規定にかかわらず、利子補給金の総額が八十五億四百七十三万円をこえることとならないようにしなければならない。

第三十四条 政府は、この法律の施行前になされた融資については、適用しない。附則中第二項を第五項とし、第三項を第七項とし、第一項の次に次の三項を加える。

2 この法律施行前の請負に係る外航船舶の建造のための融資については、改正後の外航船舶建造融資利子補給法及び損失補償法の適用については、同法第五條第二項中「予定し、ゆん工日」とあるのは、「予定し、ゆん工日(既にしゆん工した船舶についてはしゆん工日)」と読み替へるものとする。

第三十五条 本法案の趣旨は、外航船舶の建造を促進するため、船舶の建造融資総額の百分の三十を限度として、政府が損失を補償しようとするのであり、

本法案は、七月四日本委員会に付託され、七月四日府より提案理由の説明を聴取し、二十四日、自由党河津派及び改進黨を代表して、改進黨有田喜一郎君より修正動議が提出された。修正のおもな点は、外航船舶建造に対する市中金利を五分に、開港銀行の金利が三分五厘となるように利子補給金の限度を改めるとともに、利子補給を受けようとする会社が一定以上の利益を得たときは、利益金の一部を国庫に納付させること等である。

二十七日質疑が行われましたが、内容は會議録に譲ることといたします。

二十七日討論に入り、日本社会党を代表して山口丈太郎君より、日本社会党を代表して熊本虎三君より修正案に反対、原案に賛成、自由党を代表して關谷勝典君より、外航新造船及び外国購入船に対する開港並に日銀別口外貨貸しの金利引下げ等の附帯決議案を付して、修正案及び修正部分を除く原案に賛成、改進黨を代表して白井莊一君より修正案及び修正部分を除く原案に賛成、小会派クラブを代表して館俊三君より修正案及び原案に反対の意見が述べられました。



昭和二十八年七月二十八日 衆議院會議録第三十号 外航船舶建造融資利子補給法の一部を改正する法律案

ます。しかるに、修正案により、まず、貨物船にあつては昭和二十五年十二月一日以降の、また油槽船にあつては昭和二十六年十二月一日以降の、各請負にかゝる機資に對し適用するといふのでありまして、その補給額は八十五億四百七十三万円となるのであります。これに、政府の説明によると、昭和二十八年年度における船舶建造計画による財政資金融資は二百三十一億となるのであります。また、造船設備の改善と合理化のため、昭和二十五年以降、主要二十五場に對し、その所要資金五十五億円を支出して、さらに本年度においては、造船会社に対し三十億、関連工業に八億、計三十八億を開業銀行より融資せんとするものであります。このように、本年度だけを見ても、政府の融資あるいは利子補給は莫大な数字に上るのであります。それにもかかわらず、將來に對してはまったく無計画で、將來に對してはまったく無計画で、長期年次計画のごとき確固たる方針は、その片鱗だに見出すことができないのであります。

造船は、他の建造物と異なり、所要資金額の大なることはだれも承知しておることです。また、敗戦によつて壊滅に瀕したのが海運を急速に立て直す必要のあることも論をまたないところであります。さればこそ、日本海運を助成するためには、単に造船部のみを保護助成しても、それは、東効を伴ふものでありまして、石炭、鉄鋼、製鉄等の基幹産業及び付随産業の助成と製品コスト引下げを総合的に計画し、これが達成のため長期年次計画を実施する必要があるものであります。しかるに、吉田内閣は、政権の

長期掌握にはあらゆる手段をもつて臨んでおりますが、かんじんの自立経済達成のために必要なわが国産業の総合的計画等は、夢にも考えていないのであります。この無計画、自由放任政策が造船にも災いをして、おのずから造船界はこのままでは崩壊すると嘆ぜざるを得ない状態に陥つておるのであります。修正案により、先述したごとく、昭和二十五年年度より、すなわち朝鮮動亂後、金利増によつて外航船舶建造に大きな障害を来しているといふのであります。この金利増は所要経費増によるものであることは、論をまたずして当然と認めるのであります。政府は、昭和二十五年以降、造船施設改善等の所要経費として年々経費をつぎ込み、見るべき成果をあげたと言つておるのであります。この修正案による先述いたしました福利と後述の成果とでは、まったく食い違いを見せておるのであります。(拍手)また、政府案は本年度調分よりとなつておるのに、修正案は昭和二十五年年度にさかのぼるのであります。修正という意味のものではなく、実は修正に名をかりる政府案に對する對抗案であります。案審議にあつて、政府はまったく答弁に窮する始末と、だらしなものであります。これでは、一体この法案成立実施の責任はだれが負うのであるか、責任の所在すら疑われるのであります。

私は、この修正案の発案者は、造船業者が私企業であることを忘れられてゐるのではないかと思つておるのであります。(拍手)朝鮮動亂といふ思わざるブームにあつた船舶業者は、時には莫大な利益をあげて高額の配当までして、いたものもあり、配当のできた時期もあつたのであります。今造船界が多少不景氣になつたからとて、その配当もできな好況時期にまでさかのぼつて補償を与へることは、まったく国費濫用のそしりを免れ得ないと思つておるのであります。拍手。これでは私企業に對する片手落ちの措置と思われ、すなわち同時には、わが国経済の発達を造船のみではなないのであり、産業の重要度は、石炭、鉄鋼等は言うに及ばず、貿易手段に必要なわが国製品の一部についても言ひ得ることです。これらの関連産業においても、現に貿易不振等のために苦しみ、特に中小企業は倒壊の寸前にあると言つておるのであります。したがると、これらのことを考慮せず、造船界のみが主として、国家補償を増加して行くことと、この好況時期にまでさかのぼり補償を行うといふことは、あまりにもあまやかし政策であると言つてもよい方がないと思つておるのであります。(拍手)

政府は、この点では理論的にも正しく、本年度分よりしてゐるのであつて、われわれもこの点には賛成できるのであります。しかしながら、政府の場合、自己の出した案にまつた自信を失つたのか、与党たる自由党が自信を失つたのか、まつたく船の通らないこの修正案に賛成して来るとは、何たる醜態であるかと言ひたいのであります。(拍手)私は、修正案について、好景氣には配當を意のままにして、不景氣になれば政府が補償を出す、こんな安全私企業はどこにも見当たらないと思つておるのであります。今日こんなことに費す金があれば、少しだけでもこれを節約し、未曾有といわれる水害等による罹災者救済や復興対策費に充て、困難とも稱すべき眼前の事態を補償すべきこそ最大の急務と存するのであります。(拍手)

しかしながら、今日の現状における外航船舶建造助成の急務なることを否認するものではないのであります。わが党は、自由党吉田内閣のごとく、場當りのその場しのぎの補償制度ではなく、すべての産業の総合的長期年次計画経済政策を持つてゐることは、たびたび本院においても明らかにいたしましたところでもあります。また、重要産業の国営国管もわれわれ日本社会党の主張してゐるところであります。自由党吉田内閣は、自由主義経済を主張し、国家の補償制度等は採用しないことをたびたび開いてゐるのであります。が、事實は、日本の経済がこれらまつた自由経済を許さなことを裏づけるものであると確認すべきであると思つておるのであります。(拍手)

この意味において、私は、政府原案を現今の社会情勢より見て修正案より適切なものであると認め賛成し、修正案は、その補償を行わんとする時期の起算において、また予算の規模の過大において、造船偏重のそしり多大である点、さらに先に申し述べましたごとく、特に本年は救済復興の急務を要請される点においてまつたく背馳せるものとして反対の意を表するものであります。

最後に一言いたしたいことは、各種産業に對する国家補償あるいは助成の場合において、監査制度を明確にすることとあります。いかに自由党が自由企業主義をとるにしても、補償や助成にあつては経費監査を明確に規定し、この点にきつて私の討論を終ります。

六五二

ことく、国家産業主体の計画経済に基  
こで最初に述べたことく、政府原案に

賛成し、その範囲内において最大最高の成果を求めようとしたておるのであります。

われ／＼が三派共同提案に反対する具体的内容をこれから申し述べたいと存じます。

第一に、本修正案は、開港銀行利子その他補給は年四分に及び、市中銀行利子補給約六分、その上損失補償百分の三十というのであります。歴大に過ぎる点があります。すなわち、現在わが国経済界の全般的バランスを考へざる特定産業偏重的な助成策にして、あまりにも他産業への関連影響が大ききこととあります。

第二に、補給金の被補給者の利益配当の制限につき、明確なる規定がうたわれていないこととあります。すなわち、提案説明によれば、後日政令をもつて、割配当すれば補給を停止し、一割五分以上割配当すれば、その利益の半額を国庫に償還せしめると言つてゐるのであります。もし業者がこれを適用せられ、増資、再評価、無償交付など行われる場合には、唯一の制限条文がまつたくの死文化になるのでございます。

第三に、予算で定める市中銀行融資に對しての利子補給が百六十三億圓、損失補償五十九億七千万圓、開港銀行利子補給八十五億四百七十三萬圓、合計三百七十七億四千四百七十三萬圓と膨大な政府支出を予算化し、さらに今後逐年相当額これに増加して行くにかかわらず、これら補給金を受ける業者に對しての業務監督、経理監査の主管庁の責任と権限が不徹底であり、また、受給者の悪意ある作爲に對しての罰則として、この金額に對する罰金わずかにて

三万圓は、あまりにも非常識過ぎるものであると言わなければなりません。

第四は、わが国海運、造船関係の労働者は、古くから世界的にも優秀と認められており、今後これら業界の運命は、一にかかつて彼らの良識と熱情にあり、この実情よりいたしまして、労働者をも経営管理に参画せしめ、よつて企業者並びに一部の悪徳者の不正を監視せしめるとともに、その豊富な経験を生かして、業界のすみやかなる立直りをはかるべきであります。この点に何らの考慮が払われておらないということとあります。

第五に、船舶法によれば、日本船舶を所有することができる会社は、役員について制限があります。株式保有者についてはまつたくの制限がなく、將來外国人により本修正案は適用せられる懸念なしとしないのであります。(拍手)

最後に、本修正案の趣旨は、表面的には不況にあえぐ海運界を救済するといふにあるのであります。その隠れたる実体は、最近の不況を奇貨として、占領政策の行き過ぎ是正を名として、かつての権力の回復であると言われてもしかたがないと存する次第であります。(拍手)

われ／＼は、以上の理由によりまして、独占資本の攻勢の一連のつながり、そして保守反動政策の強行以外の何ものでもない本修正案には絶対に反対を主張するものでございます。以上申し上げまして、私の討論を終りたいと存じます。(拍手)

○議長(堤隆次郎君) これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。本案の委員長の

報告は修正であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(堤隆次郎君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り決しました。

第四 日雇労働者健康保険法案

○議長(堤隆次郎君) 日程第四、日雇労働者健康保険法案を議題といたします。委員長報告を求めます。厚生委員長小島徹三君。

日雇労働者健康保険法案

目次

第一章 総則(第一条 第五条)

第二章 被保険者(第六条 第八(本)条)

第三章 保険給付(第九条 第二十七(本)条)

第四章 費用の負担(第二十八(本)条)

第五章 保健施設及び福祉施設(第三十八(本)条)

第六章 審査の請求(第三十九(本)条)

第七章 雑則(第四十一(本)条 第五十六(本)条)

つて、その生活の安定に寄与することを目的とする。

(保険者)

第二条 日雇労働者健康保険の保険者は、政府とする。

日雇労働者健康保険の事務の一部は、政令の定めるところにより、都道府県知事又は市町村長に行わせることができる。

(用語の定義)

第三条 この法律で「日雇労働者」とは、左の各号の一に該当する者をいふ。

一 臨時に使用される者であつて、左に掲げるもの。但し、同一の事業所又は事務所(以下単に「事業所」という)において、一に掲げる者にあつては一箇月の期間をこえ、二に掲げる者にあつては所定の期間をこえ、引き続き使用されるに至つた場合(所在地の一定しない事業所において引き続き使用されるに至つた場合を除く)を除く。

イ 日雇い入れられる者

ロ 二箇月以内の期間を定めて使用される者

二 季節的業務に使用される者。但し、継続して四箇月をこえて使用されるべき場合を除く。

三 臨時的事業の事業所に使用される者。但し、継続して六箇月をこえて使用されるべき場合を除く。

この法律で「被扶養者」とは、被保険者又は被保険者であつた者の直系尊属、配偶者(留出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)、子及び孫であつて、これらの者と同一の世帯に属し、主としてこれらの者の収入により、生計を維持する者をいふ。

つて、これらの者と同一の世帯に属し、主としてこれらの者の収入により、生計を維持する者をいふ。

3 この法律で「賃金」とは、賃金、給料、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問はず、労働の対償として、事業主が日雇労働者に支払ふすべてのものをいう。

(賃金日額)

第四条 賃金日額は、左の各号によつて算定する。

一 賃金が日又は時間によつて定められる場合、一日におけるかき高によつて定められる場合その他被保険者が使用された日の賃金を算出することができる場合においては、その額

二 賃金が二日以上以上の期間におけるかき高によつて定められる場合その他被保険者が使用された日の賃金を算出することができる場合においては、当該事業所において同様の業務に従事し同様の賃金を受ける者のその前日(その前日において同様の業務に従事し同様の賃金を受けける者がなかつたときは、これに該当する者のあつたその直近の日)における賃金日額の平均額

三 賃金が二日以上以上の期間によつて定められる場合においては、その額をその箇月の総日数(月の場合は、一箇月を三十日として計算する)で除して得た額

四 前三号の規定により算定することができないものについては、その地方において同様の業

昭和二十八年七月二十八日 衆議院會議録第三十号 日雇労働者健康保険法案

務に従事し同様の賃金を受ける者が一日において受ける賃金の額五、前各号の二以上当該賃金を受ける場合においては、それそれの賃金につき、前各号によつて算定した額の合算額六、一日において二以上の事業所に使用される場合においては、はじめに使用される事業所から受ける賃金につき、前各号によつて算定した額

2 前項の場合において、賃金中通貨以外のもの支払われるものについては、その価額は、その地方の時価により、都道府県知事が定める。

(新聞)

第五条 厚生大臣は、日雇労働者健康保険事業の運営に関する事項であつて、企画、立法又は実施の大綱に関するものは、あらかじめ社会保険審議会に諮問するものとする。

第二章 被保険者

(被保険者)

第六条 左の各号の一に該当する事業所に使用される日雇労働者は、日雇労働者健康保険の被保険者とする。

一 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第十三条第一号の事業所又は同条第二号の事業所の事業所であつて、緊急失業対策法(昭和二十四年法律第八十九号)第二条に定める失業対策事業又は公共事業を行うもの

(適用除外)

第七条 日雇労働者は、前条各号に掲げる事業所において、引き続き二箇月間に通算して二十八日以上使用される見込のないことが明らかであるとき、健康保険法第二十条の規定による被保険者であるとき、その他特別の事由があるときは、前条の規定にかかわらず、厚生大臣の承認を得て、一定期間、被保険者とならないことができる。

(日雇労働者健康保険被保険者手帳)

第八条 日雇労働者は、第六条の規定によつて被保険者となつたときは、被保険者となつた日から起算して五日以内に、保険者に日雇労働者健康保険被保険者手帳(以下「被保険者手帳」という)の交付を申請しなければならない。但し、すでに被保険者手帳の交付を受けて、これを所持している場合において、その被保険者手帳に日雇労働者健康保険印紙(以下「健康保険印紙」という)を、ちよと付すべき余白があるときは、この限りでない。

2 保険者は、前項の申請があつたときは、被保険者手帳を交付しなければならない。

3 被保険者手帳の様式及び交付その他の被保険者手帳に関する必要事項は、厚生省令で定める。

第三章 保険給付

(受給要件)

第九条 被保険者(被保険者であつた者を含む。この章において以下同じ)が療養の給付又は家族療養費の支給を受けるには、当該疾病又は負傷につきはじめてこれを受けようとする日の属する月の前二箇月間に、通算して二十八日分以上の保険料が、その被保険者について納付されていなければならない。

2 保険者は、被保険者が前項の受給要件をそなへることを被保険者手帳によつて証明して申請したときは、受給資格証明書を交付するものとする。

(療養の給付)

第十条 被保険者の疾病又は負傷に關しては、左に掲げる療養の給付を行う。

一 診察

二 薬剤又は治療材料の支給

三 処置、手術その他の治療(歯科診療における補綴を除く)

四 病院又は診療所への収容

五 看護

六 移送

2 前項第四号から第六号までに定める給付は、健康保険法第四十三条第二項の規定に基づき命令で定める場合及び保険者が必要と認める場合に限り、行うものとする。

(受給方法)

第十一条 被保険者が前条第一項第一号から第四号までの給付を受けようとするときは、受給資格証明書を健康保険法の規定により指定された保険医(以下「保険医」という)及び同法の規定によつて指定された保険薬剤師(以下「保険薬剤師」という)並びに保険者の指定する者のうち自己の選定した者に提出して、その者から受けるものとする。

2 前項の規定によつて給付を受ける者は、その給付を受ける際、健康保険法の規定により厚生大臣の定める初診料の額に相当する額を、一部負担金として、支払わなければならない。

(療養担当者の義務)

第十二条 保険医又は保険薬剤師は、健康保険法第四十三条ノ四第一項の規定に基づき厚生大臣の定めるところに従つて、被保険者及び被扶養者の療養を担当しなければならない。

(費用の算定)

第十三条 保険医若しくは保険薬剤師又はこれらを使用する者が、療養の給付に關して保険者に請求すべき額は、療養に要する費用から一部負担金に相当する額を控除した額とする。

2 前項の療養に要する費用は、健康保険法第四十三条ノ六第二項の規定に基づき厚生大臣の定めるところによつて算定する。

(給付の期間)

第十四条 療養の給付は、同一の疾病又は負傷及びこれによつて発した疾病に關しては、その開始の日から起算して三箇月を経過したときは、行わない。

(療養費)

第十五条 保険者は、療養の給付を行うことが困難であると認めるとき、又は被保険者が緊急その他やむを得ない事由のため、保険医及び保険者の指定する者以外の医師、歯科医師その他の者の診療又は手当を受けた場合において、その必要があると認めるときは、療

養の給付に代えて、療養費を支給することができる。

2 保険者は、被保険者が、第九条第二項に規定する受給資格証明書の交付を受けたないで保険医又は保険者の指定する者の診療を受けた場合において、受給資格証明書の交付を受けなかつたことが、緊急その他やむを得ない事由によるものと認めるときは、療養の給付に代えて、療養費を支給するものとする。

第十六条 療養費の額は、療養に要する費用から一部負担金に相当する額を控除した額を標準として、保険者が、定める。

2 前項の療養に要する費用の算定については、第十三条第二項の規定を準用する。但し、その額は、現に療養に要した費用の額をこえることができない。

(家族療養費)

第十七条 被扶養者が、受給資格証明書を健康保険法、保険薬剤師及び保険者の指定する者のうち自己の選定した者に提出して、その者から第十條第一項各号に掲げる療養を受けたときは、被保険者に対し、その療養に要した費用について、家族療養費を支給する。

2 家族療養費の額は、療養に要する費用の百分の五十に相当する額とする。但し、現に療養に要した費用の百分の五十に相当する額をこえることができない。

3 第一項の場合においては、保険者は、療養に要した費用のうち、同項の規定により家族療養費として被保険者に支給すべき額に相当



昭和二十八年七月二十八日 衆議院會議第三十号 日雇労働者健康保険法案

する額を、被保険者に代り、当該保険医、保険薬剤師若しくは保険者の指定する者又はこれらを使用する者に支払うことができる。

4 前項の規定による支払があつたときは、被保険者に対し家族療養費の支給があつたものとみなす。

5 第十條第二項、第十三條第二項及び第十四条から前条までの規定は、家族療養費の支給に適用する。この場合において、前条第一項中「療養に要する費用から一部負担金に相当する額を控除した額」とあるのは、「療養に要する費用の百分の五十に相当する額」と、同条第二項但書「現に療養に要する費用の百分の五十に相当する額」とあるのは、「現に療養に要した費用の百分の五十に相当する額」と読み替へるものとす。

(他の社会保険による給付等との調整)

第十八條 療養の給付は、同一の疾病又は負傷及びこれによつて発した疾病につき、健康保険法、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)又は国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)の規定によつてこれに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

2 療養の給付は、同一の疾病又は負傷及びこれによつて発した疾病につき、健康保険法、船員保険法又は国家公務員共済組合法の規定によつて、この法律の規定による家族療養費の支給に相当する給付があつたときは、その限度において、行わない。

3 家族療養費の支給は、同一の疾病又は負傷及びこれによつて発した疾病につき、健康保険法、船員保険法又は国家公務員共済組合法の規定によつて、これに相当する給付又はこの法律の規定による療養の給付に相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

4 療養の給付及び家族療養費の支給は、同一の疾病又は負傷及びこれによつて発した疾病につき、国民健康保険法(昭和十三年法律第六十号)の規定によつて、これに相当する給付があつたときは、その限度において、行わない。

5 前項の規定は、他の法律の規定によつて、国又は地方公共団体の負担で療養又は療養費の支給があつた場合に、適用する。

(給付制限)

第十九條 被保険者が、自己の故意の犯罪行為により、又は故意に給付事由を生ぜしめたときは、当該給付事由に係る保険給付は、行わない。

第二十條 被保険者が、闘争、酔い又は著しい不行跡によつて給付事由を生ぜしめたときは、当該給付事由に係る保険給付は、その全部又は一部を行わないことができる。

第二十一條 被保険者が、左の各号の一に該当する場合には、その期間に係る保険給付は、行わない。

一 日本国外にあるとき。

二 少年院その他これに準ずる施設に収容されたとき。

三 監獄、労働場その他これらに準ずる施設に拘禁されたとき。

2 保険者は、被保険者が、前項各号の一に該当する場合においても、被扶養者に係る保険給付を行うことを妨げない。

第三十二條 保険者は、被保険者が、正当な理由がないにもかかわらず、療養に関する指示に従わないときは、保険給付の一部を行わないことができる。

第三十三條 保険者は、被保険者が、正当な理由がないにもかかわらず、第四十七條の規定による診断を拒んだときは、保険給付の全部又は一部を行わないことができる。

第三十四條 第十九條、第二十條、第二十一條第一項及び第三十二條の規定は、被扶養者に適用する。この場合において、これらの規定中「保険給付」とあるのは、「当該被扶養者に係る保険給付」と読み替へるものとす。

(損害賠償請求権)

第三十五條 保険者は、給付事由が第三者の行為によつて生じた場合においては、当該給付事由について行ふべき保険給付の額の限度で、被保険者又は被扶養者がその第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

(受給権の保護)

第三十六條 保険給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さへることができない。

(租税その他の公課の禁止)

第三十七條 租税その他の公課は、保険給付として支給を受けた金品を標準として、課することができない。

第四章 費用の負担

(国庫の負担)

第三十八條 国庫は、毎年度予算の範囲内において、日雇労働者健康保険事業の執行に要する費用を負担する。

(保険料の徴収)

第三十九條 保険者は、日雇労働者健康保険事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収する。

(保険料額)

第四十條 保険料は、被保険者の賃金日額が百六十円以上の場合は第一級、百六十円未満の場合は第二級とし、その額は、一日につき、第一級にあつては十六円、第二級にあつては十三円とする。

2 被保険者の負担すべき保険料額は、一日につき、第一級にあつては八円、第二級にあつては五円とし、事業主の負担すべき保険料額は、一日につき、第一級及び第二級のいずれにあつても、八円とする。

(保険料の納付義務及び納付の方法)

第四十一條 事業主(被保険者が一日において二以上の事業所に使用される場合においては、はじめにその者を使用する事業主とする。以下同じ)は、被保険者を使用する日ごとに、その者及び自己の負担する保険料を納付しなければならない。

2 前項の規定による保険料の納付は、被保険者が提出する被保険者手帳に健康保険印紙をもち、付

し、これに消印して行わなければならない。

3 被保険者手帳を所持する被保険者は、第六条各号に掲げる事業所に使用される日ごとに、その被保険者手帳を事業主に提出しなければならない。

4 事業主は、被保険者を使用する日ごとに、被保険者にその所持する被保険者手帳の提出を求めなければならない。

5 事業主は、第一項の規定により保険料を納付したときは、被保険者の負担すべき保険料額に相当する額を、その者に支払ひ買入から控除することができる。この場合においては、事業主は、被保険者にその旨を告げなければならない。

(帳簿の備付及び報告)

第四十二條 事業主は、その事業所ごとに健康保険印紙の受払に關する帳簿を備へ付け、被保険者を使用するつど、これにその受払状況を記載し、且つ、翌月末日まで、保険者にその受払状況を報告しなければならない。

(保険料の決定及び追徴金)

第四十三條 事業主が第三十一條の規定による保険料の納付を怠つたときは、保険者は、その調査に基づいて、その納付すべき保険料額を決定し、これを事業主に告知する。

2 事業主が、正当な事由がないと認められるにもかかわらず、第三十一條の規定による保険料の納付を怠つたときは、保険者は、厚生省令の定めるところにより、前項の



昭和二十八年七月二十八日 衆議院會議第三十号 日雇労働者健康保険法案

六五六

- 規定によつて決定された保険料額の百分の二十五に相当する額の追徴金を徴収する。但し、決定された保険料額が千円未満であるときは、この限りでない。
- 3 追徴金を計算するにあたり、決定された保険料額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。
- 4 第二項に規定する追徴金は、その決定がなされた日から十四日以内に、保険者に納付しなければならない。
- (徴収金の督促及び滞納処分)
- 第三十四条 保険料その他この法律の規定による徴収金を滞納する者があるときは、保険者は、期限を指定して、これを督促しなければならない。
- 2 前項の規定によつて督促をしよとするとときは、保険者は、納付義務者に対して督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならない。
- 3 第二項の規定による督促を受けた者が、その指定の期限までに、保険料その他この法律の規定による徴収金を納付しないときは、保険者は、国税滞納処分の例によつて、これを処分し、又は滞納者の居住地若しくはその者の財産所在地の市町村(特別区を含む)ものとし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第五百五十五条第二項の市にあつては区とする。以下同じ)に対して、その処分を請求することができる。
- 4 市町村は、前項の規定による処分の請求を受けたときは、市町村税の例によつて、これを処分することができる。この場合においては、保険者は、徴収金の百分の四を当該市町村に交付しなければならない。
- (延滞金)
- 第三十五条 前条第二項の規定によつて督促をしたときは、保険者は、保険料額百円につき一日八銭の割合で、納期限の翌日から、保険料完納又は財産差押の日の前日までの日数によつて計算した延滞金を徴収する。但し、左の各号の一に該当する場合又は滞納につきやむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。
- 一 保険料額が千円未満であるとき。
- 二 納付義務者の住所若しくは居所が国内にないため、又はその住所及び居所がともに明らかでないため、公示送達の方法によつて督促したとき。
- 2 前項の場合において、保険料額の一部につき納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる保険料は、その納付のあつた保険料額を控除した金額による。
- 3 延滞金を計算するにあたり、保険料額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。
- 4 督促状に指定した期限までに保険料を完納したとき、又は前三項の規定によつて計算した金額が千円未満のときは、延滞金は、徴収しない。
- 5 延滞金の金額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。
- (先取特権の順位)
- 第三十六条 保険料その他この法律の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぎ、他の公課に先だつものとする。
- (送還)
- 第三十七条 保険料その他この法律の規定による徴収金に関する書類の送還については、国税徴収法(明治三十年法律第二十一号)第四条ノ九及び第四条ノ十の規定を準用する。
- 第五章 保健施設及び福祉施設
- (保健施設及び福祉施設)
- 第三十八条 保険者は、被保険者又は被保険者であつた者及び被扶養者の疾病若しくは負傷の療養若しくはその健康の保持増進のために必要な施設をし、又はこれに必要な費用を支拂ふことができる。
- 第六章 審査の請求
- (審査及び再審査)
- 第三十九条 保険給付に関する処分不服がある者は、その決定を審査官の審査を請求し、その決定に不服がある者は、社会保険審査会に再審査を請求することができる。
- 2 審査を請求した日から六十日以内に決定がないときは、請求者は、社会保険審査官が審査の請求を棄却したものとみなして、社会保険審査会に再審査を請求することができる。
- 3 第一項の審査及び前二項の再審査の請求は、時効の中断に關しては、裁判上の請求とみなす。
- 第四十条 保険料その他この法律の規定による徴収金に関する決定その他の処分不服がある者は、社会保険審査会に審査を請求することができる。
- 第七章 總則
- (時効)
- 第四十一条 保険料その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利及び保険給付を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。
- 2 前項の時効の中断、停止その他の事項に關しては、民法(明治二十九年法律第八十九号)の時効に関する規定を準用する。但し、保険者のなす保険料その他この法律の規定による徴収金の告知又は督促は、民法第五百三十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を生ずる。
- (期間の計算)
- 第四十二条 この法律又はこの法律に基く命令に規定する期間の計算については、民法の期間に関する規定を準用する。
- (印紙税の非課税)
- 第四十三条 日雇労働者健康保険に關する書類には、印紙税を課さない。
- (届出の義務)
- 第四十四条 被保険者を使用する事業主は、厚生省令の定めるところにより、被保険者の異動、貸金その他の厚生省令の定める事項を保険者に届け出なければならない。
- 第四十五条 被保険者又は被扶養者であつた者は、被扶養者に異動を生じた場合、療養の給付期間が満了した場合その他厚生省令で定める場合においては、保険者にその旨を届け出なければならない。
- (強制診断)
- 第四十六条 保険者は、療養の給付若しくは療養費の支給又は家族療養費の支給を行うにつき、必要があると認めるときは、当該被保険者若しくは被扶養者であつた者又は被扶養者の診断を行うことができる。
- (報告の徴収等)
- 第四十七条 厚生大臣は、保険給付の決定又は保険料の徴収に關して必要があると認めるときは、被保険者を使用する事業主に対して、被保険者の異動、貸金その他必要と認める事項の報告を命じ、又は当該職員に、事業所に立ち入つて、事業主、被保険者その他の関係人に質問させ、若しくは帳簿その他の物件を検査させることができる。
- 2 前項の規定によつて質問及び検査を行う当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。
- 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- (診療録等の検査)
- 第四十八条 厚生大臣は、保険給付に關して必要があると認めるときは、当該職員に、診療、調剤又は手当てをした者の診療施設その他の

施設に立ち入つて、診療録その他の帳簿書類を検査させることができる。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。

(職権の委任)

第四十九条 この法律で定める厚生大臣の職権の一部は、政令の定めるところにより、都道府県知事に委任することができる。

(採血規定)

第五十条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生省令で定める。

#### 第八章 罰則

第五十一条 第三十一条第一項の規定に違反して、保険料を納付せず、又は第三十二条の規定に違反して、報告を提出せず、若しくは報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者は、六個月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第五十二条 第四十七条の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の間接に對して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、六個月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第五十三条 第八十一条の規定に違反して虚偽の申請をした者は、六個月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第五十四条 第四十八条の規定に違反して、当該職員の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、一万円以下の罰金に処する。

妨げ、又は忌避した者は、一万円以下の罰金に処する。

第五十五条 第八十一条の規定に違反して、申請をせず、又は第三十一条第三項の規定に違反して、被保険者手帳を提出しなかつた者は、五万円以下の罰金に処する。

第五十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

#### 附 則

1 この法律は、昭和二十八年十一月一日から施行する。但し、第二十八條の規定は、この法律の実施のためにあらかじめ必要な限度において、同年八月一日から適用し、保険給付及び保険料に關する規定は、昭和二十九年一月十五日から施行する。

(厚生省設置法の一部改正)

2 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五十五条第五十七号を次のように改める。

五十七 健康保険及び給付保険に關し、療養に要する費用を定めること。

第五十五条第五十七号の次に次の一号を加える。

五十七之二 政府の管掌する健康保険並びに日雇労働者健康保険及び船員保険に關し、診療費を給付すること。

第五十六条第六十二号を次のように改める。

六十二 政府の管掌する健康保険、船員保険及び日雇労働者健康保険、厚生年金保険若しくは船員保険の保険料を徴収すること。

第十四条中第三号を第四号とし、以下順次一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 日雇労働者健康保険事業を行うこと。

(健康保険法の一部改正)

3 健康保険法の一部を次のように改正する。

第五十九条ノ三、第五十九条ノ四及び第五十九条ノ五をそれぞれ第五十九条ノ四、第五十九条ノ五及び第五十九条ノ六とし、第五十九条ノ二の次に次の一号を加える。

第五十九条ノ三 前条ノ規定ニ依ル家族療養費ノ支給ハ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ關シ日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第...

号)ノ規定ニ依リ療養ノ給付アリタルトキハ其ノ限度ニ於テ之ヲ為サズ

(船員保険法の一部改正)

4 船員保険法の一部を次のように改正する。

第三十三条を次のように改める。

第三十三条 前条ノ規定ニ依ル家族療養費ノ支給ハ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ關シ日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第...

トキハ其ノ限度ニ於テ之ヲ為サズ

(国家公務員共済組合法の一部改正)

5 国家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。

第三十四条の次に次の一号を加える。

(家族療養費の支給の制限)

第三十四条の二 家族療養費は、同一の疾病並びに負傷及びこれに因リ発シタル疾病に關し、日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第...

号)ノ規定ニ依リ療養ノ給付アリタルトキハ其ノ限度ニ於テ之ヲ為サズ

(国民健康保険法の一部改正)

6 国民健康保険法の一部を次のように改正する。

第八条ノ十五第一項中第二号を第三号とし、第三号を第四号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第...

号)ノ規定ニ依リ療養ノ給付アリタルトキハ其ノ限度ニ於テ之ヲ為サズ

受ケ六月ヲ経過セザル者、但シ同法第七條ノ規定ニ依リ療養ノ給付ヲ受ケ同法ノ被保険者ト為ラザル期間内ニ在ル者ヲ除ク

第三十七條ノ四第一項中第二号を第三号とし、第三号を第四号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 日雇労働者健康保険法第八條ノ規定ニ依リ日雇労働者健康保険被保険者手帳ノ交付ヲ受ケ六月ヲ経過セザル者、但シ同法第七條ノ規定ニ依リ療養ノ給付ヲ受ケ同法ノ被保険者ト為ラザル期間内ニ在ル者ヲ除ク

(社会保険審議会及び社会保険医療協議会法の一部改正)

7 社会保険審議会及び社会保険医療協議会法(昭和二十五年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第一條、第二條及び第七條中「給付保険事業」を「日雇労働者健康保険事業、給付保険事業」に改める。

第三條第一項第一号及び第二号中「給付保険」を「日雇労働者健康保険、給付保険」に改める。

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)

8 社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

第一條中「健康保険法(大正十一年法律第七十号)の下に、日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第...

号)ノ規定ニ依リ療養ノ給付アリタルトキハ其ノ限度ニ於テ之ヲ為サズ

昭和二十八年七月二十八日 衆議院會議録第三十号 日雇労働者健康保険法案

第九十六号の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項中「健康保険法(昭和十一年法律第七十号)」の下に「日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第 号)」を加える。

10 印紙をもつてする歳入金納付に  
関する法律の一部改正  
印紙をもつてする歳入金納付に  
関する法律(昭和二十三年法律第  
百四十二号)の一部を次のように  
改正する。

第二項第一項但書中「失業保険  
法(昭和二十二年法律第四十六  
号)第三十八条の十一第一項の下  
に「又は日雇労働者健康保険法(昭  
和二十八年法律第 号)第三十三  
条第一項を加え、同条第二項中  
「及び失業保険法第三十八条の十  
二第二項に規定する失業保険印  
紙を、失業保険法第三十八条の  
十二第二項に規定する失業保険印  
紙及び日雇労働者健康保険法第三  
十二条第二項に規定する日雇労働  
者健康保険印紙」に改める。

第三項第一項中「失業保険印紙」  
の下に「又は日雇労働者健康保険  
印紙を、労働大臣の下に「又は  
厚生大臣」を加え、同条第二項中  
「及び失業保険印紙」を、失業保  
険印紙及び日雇労働者健康保険印  
紙に改める。

11 所得税法(昭和二十二年法律第  
二十七号)の一部を次のように改  
正する。

第八条第六項中第一号の次に次  
の一号を加える。

一の三 日雇労働者健康保険法  
の規定により被保険者として  
負担する日雇労働者健康保険  
の保険料

12 地方財政法(昭和二十三年法律  
第九号)の一部を次のように改  
正する。

13 地方税法(昭和二十五年法律第  
二百二十六号)の一部を次のよう  
に改正する。

第二百六十二条第三号中「健康  
保険法(昭和十一年法律第七十  
号)」の下に「日雇労働者健康保  
險法(昭和二十八年法律第 号)」  
を加える。

14 国庫出納金等端数計算法(昭和  
二十五年法律第六十一号)の一部  
を次のように改正する。

第七條第一項第七号中「健康保  
險法(昭和十一年法律第七十号)第  
十一條第三項の下に「日雇労働  
者健康保険法(昭和二十八年法律  
第 号)第三十五條」を加える。

日雇労働者健康保険法案(内閣提出)  
に關する報告書  
(最終号の附録に掲載)

(小島徹三君登壇)

○小島徹三君 たいい議題となりま  
した日雇労働者健康保険法案につ  
きまして、厚生委員会における経過  
並びに結果を御報告申し上げます。

健康保険制度が広く一般被用者を  
対象としているものであり、全被用者が  
本制度の利益を享受すべきにもか  
わらず、日雇労働者はいまだその被  
保険者になることができず、現行制度の  
利益にあずかり得ない実情でありま  
す。しかるに、日雇労働者は、就労  
の浮動、低賃金等のため常に生活基盤  
が不安定であり、傷病によつてたち  
に深刻な困難に陥ることの多い現状に  
かんがみ、これに健康保険制度を創設  
して療養の給付及び家族療養費の支給  
を行おうとするのが、政府の本法案提  
出の理由であります。

本法案の要点について申し上げます  
れば、まず第一は、本保険制度の被  
保険者は政府といたしております。第二  
に、適用の対象といたしましては、ま  
ず健康保険の適用事業所に使用される  
日雇労働者を被保険者として、健康  
保険との制度的均衡をはかるとも  
に、失業対策事業または公共事業に就  
労するいわゆる日雇労働者を被保険  
者としておるのであります。第三に、  
保険給付につきましては、保険料負担  
の限度を考慮いたしまして、被保険者  
及び被扶養者に対し健康保険に準じて  
療養の給付及び家族療養費を支給する

こととし、その療養期間は三箇月とい  
ましております。第四に、受給要件と  
しましては、被保険者が疾病にかかり  
または負傷した日の属する月の前二箇月  
間に通算して二十八日以上の保険料  
が納付されていることを必要としてお  
るのであります。日雇労働者の就  
労の実態と、日雇労働者に対する  
失業保険との制度的バランスを考慮  
することといたしております。第五  
に、保険料につきましては、日雇労働  
者に対する失業保険の方法を取り入  
れ、一級と二級とに区分して、事業主  
に印紙をもつて納付させることとし  
ておるのであります。

本法案は、六月二十日本委員会に付  
託せられ、七月七日政府より提案理由  
の説明を聴取したのであります。同  
じく六月二十日、八木一男君外十名提  
出の日雇労働者健康保険法案が本委員  
会に付託せられましたので、七月七日  
提案者八木一男君より提案理由の説明  
を聴取した後、政府提案の法案と並行  
して審査を行つて参つたのでありまし  
て、特に適用対象の範囲、給付の内  
容、受給要件、保険料並びに国庫負担  
等の諸点について、きわめて熱心なる  
質疑応答が行われたのであります。

かくして、政府案は本月三十一日、  
両派社会党案は同二十四日、それら  
質疑を打ち切り、昨二十七日両案を一括  
して討論に入りましたところ、自由党

を代表して青柳委員、改進黨を代表し  
て古澤委員より、それら、国家財政  
の現状よりして、ただちに給付費半額  
の国庫補助は困難な点をあげ、かつ  
近き将来における内容改善を強く政府  
に要望して政府案に賛成、両派社会党  
案に反対の意見が述べられ、日本社会  
党を代表して柳田委員よりは、社会保  
險立法として政府原案はむしろマイナ  
スであるとの理由をもつて、また日本  
社会党を代表して杉山委員よりは、内  
容の貧弱なる点をあげて、それら、政  
府原案に反対、両派社会党案に賛成の  
意見を述べられたのであります。

次いで採決に入りましたところ、多  
数をもつて政府原案通り可決すべき  
ものと決した次第であります。

次いで、改進黨の山下委員より次の  
附帯決議が提出せられ、可決せられ  
たのであります。朗読いたします。

日雇労働者健康保険法案(内閣  
提出第六〇号)附帯決議  
政府原案は日雇労働者の保護に必  
らずしも満足の結果を与えるものと  
は思われぬから、その実施に当つて  
政府は、次の事項に充分に留意する  
ことを要する。

一、本法案がその所期の目的を達成  
し得るため、政府は全責任を以て、  
その運用に遺憾なきやう全力の努  
力を払ふこと。

二、本案の実施に關しては、政府は  
将来、社会保険制度の体系確立上

被保険者の経済状態より見て、一日五円以上の保険料納入が困難でありまゝなることは、政府も認めておるところである。

あります。それゆえに、給付に対する  
 国庫負担を認めない場合、保険給付の

内容が第一に申し上げる必要がある。

いまして、この意味におきまして、  
会党案のごとく、保険給付の二分の

であります。このことは、社会保障制度審議会の意見書において強力に明告に裏づけされているのであります。

第三の点は、呆金合符を受ける要  
らない政府案のときは、事の本質をま  
つたく無視したやり方と言わなければ  
ならないのでございます。(拍手)

であります。政府案は、二箇月に二十日以上以上の保険料納入を要件としたしておりますが、この要件は、口頭労働者失業保険に於いてです。これに

敗済みでありまして、この事実を目におおつて、同じ方法をとうとする政府の態度に対しては、われ／＼は斷斷と賛成することはできないのであります。

す。(拍手)まじめな勤勞意欲を持ち、日雇ひ保險適用を希望している人たちが、一時的な偶然な就労目不足から幸用を受け得ないような気の毒なことを

起らないように、二箇月二十四日以上、あるいは六箇月六十日以上のいづれか一つの要件を満たせばよいとする社会党の考え方が最も適切であると云

し、いろいろな個別的な原因もありま  
じょうが、特に社会的な原因によつて  
今日に至つておる人々も多いのであり  
ます。しかし、あの人たちは、自暴自  
棄せず、また生活保護にもたよらな  
いで、せつせと働いておるのでありま  
す。社会保障制度は、まさにこの人々  
ちにこそ手を延ぶべきであり、社会保  
障の第一に託されるべきであると考え

ておるにふさわらず、今日に至りますまで、それがなされておらなかつたということは、政府の怠慢であると言われねばなりません。(拍手)

日雇ひ労働者諸君の多年の要望によつてようやくできた政府案を見ますと、あまりに内容が貧弱なもので、

審議の途中においても、与党諸君で七  
ら驚嘆しており、このようなものな  
ば、むしろない方がましだと呼んだ  
すらもあるのです（拍手）  
た、日雇い労働者諸君に私どもが政  
案を見せましたところが、われわれ  
の要望しておつたものとあまり

かけ離れておる、このようなものは、むしろなくてはよろしいと、私もに多数の者が申したのであります。私は、社会保険が相互扶助の実践として、社会連帯意識の活動として、いなる人々にも、よりよいものを実行て行かなければなりません、特に

雇い労働者の健康保険は、他の社会  
險に比して、一團内容の充実したも  
にせなければならぬと考えるのであ

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29  
30  
31  
32  
33  
34  
35  
36  
37  
38  
39  
40  
41  
42  
43  
44  
45  
46  
47  
48  
49  
50  
51  
52  
53  
54  
55  
56  
57  
58  
59  
60  
61  
62  
63  
64  
65  
66  
67  
68  
69  
70  
71  
72  
73  
74  
75  
76  
77  
78  
79  
80  
81  
82  
83  
84  
85  
86  
87  
88  
89  
90  
91  
92  
93  
94  
95  
96  
97  
98  
99  
100  
101  
102  
103  
104  
105  
106  
107  
108  
109  
110  
111  
112  
113  
114  
115  
116  
117  
118  
119  
120  
121  
122  
123  
124  
125  
126  
127  
128  
129  
130  
131  
132  
133  
134  
135  
136  
137  
138  
139  
140  
141  
142  
143  
144  
145  
146  
147  
148  
149  
150  
151  
152  
153  
154  
155  
156  
157  
158  
159  
160  
161  
162  
163  
164  
165  
166  
167  
168  
169  
170  
171  
172  
173  
174  
175  
176  
177  
178  
179  
180  
181  
182  
183  
184  
185  
186  
187  
188  
189  
190  
191  
192  
193  
194  
195  
196  
197  
198  
199  
200  
201  
202  
203  
204  
205  
206  
207  
208  
209  
210  
211  
212  
213  
214  
215  
216  
217  
218  
219  
220  
221  
222  
223  
224  
225  
226  
227  
228  
229  
230  
231  
232  
233  
234  
235  
236  
237  
238  
239  
240  
241  
242  
243  
244  
245  
246  
247  
248  
249  
250  
251  
252  
253  
254  
255  
256  
257  
258  
259  
260  
261  
262  
263  
264  
265  
266  
267  
268  
269  
270  
271  
272  
273  
274  
275  
276  
277  
278  
279  
280  
281  
282  
283  
284  
285  
286  
287  
288  
289  
290  
291  
292  
293  
294  
295  
296  
297  
298  
299  
300  
301  
302  
303  
304  
305  
306  
307  
308  
309  
310  
311  
312  
313  
314  
315  
316  
317  
318  
319  
320  
321  
322  
323  
324  
325  
326  
327  
328  
329  
330  
331  
332  
333  
334  
335  
336  
337  
338  
339  
340  
341  
342  
343  
344  
345  
346  
347  
348  
349  
350  
351  
352  
353  
354  
355  
356  
357  
358  
359  
360  
361  
362  
363  
364  
365  
366  
367  
368  
369  
370  
371  
372  
373  
374  
375  
376  
377  
378  
379  
380  
381  
382  
383  
384  
385  
386  
387  
388  
389  
390  
391  
392  
393  
394  
395  
396  
397  
398  
399  
400  
401  
402  
403  
404  
405  
406  
407  
408  
409  
410  
411  
412  
413  
414  
415  
416  
417  
418  
419  
420  
421  
422  
423  
424  
425  
426  
427  
428  
429  
430  
431  
432  
433  
434  
435  
436  
437  
438  
439  
440  
441  
442  
443  
444  
445  
446  
447  
448  
449  
450  
451  
452  
453  
454  
455  
456  
457  
458  
459  
460  
461  
462  
463  
464  
465  
466  
467  
468  
469  
470  
471  
472  
473  
474  
475  
476  
477  
478  
479  
480  
481  
482  
483  
484  
485  
486  
487  
488  
489  
490  
491  
492  
493  
494  
495  
496  
497  
498  
499  
500  
501  
502  
503  
504  
505  
506  
507  
508  
509  
510  
511  
512  
513  
514  
515  
516  
517  
518  
519  
520  
521  
522  
523  
524  
525  
526  
527  
528  
529  
530  
531  
532  
533  
534  
535  
536  
537  
538  
539  
540  
541  
542  
543  
544  
545  
546  
547  
548  
549  
550  
551  
552  
553  
554  
555  
556  
557  
558  
559  
560  
561  
562  
563  
564  
565  
566  
567  
568  
569  
570  
571  
572  
573  
574  
575  
576  
577  
578  
579  
580  
581  
582  
583  
584  
585  
586  
587  
588  
589  
590  
591  
592  
593  
594  
595  
596  
597  
598  
599  
600  
601  
602  
603  
604  
605  
606  
607  
608  
609  
610  
611  
612  
613  
614  
615  
616  
617  
618  
619  
620  
621  
622  
623  
624  
625  
626  
627  
628  
629  
630  
631  
632  
633  
634  
635  
636  
637  
638  
639  
640  
641  
642  
643  
644  
645  
646  
647  
648  
649  
650  
651  
652  
653  
654  
655  
656  
657  
658  
659  
660  
661  
662  
663  
664  
665  
666  
667  
668  
669  
670  
671  
672  
673  
674  
675  
676  
677  
678  
679  
680  
681  
682  
683  
684  
685  
686  
687  
688  
689  
690  
691  
692  
693  
694  
695  
696  
697  
698  
699  
700  
701  
702  
703  
704  
705  
706  
707  
708  
709  
710  
711  
712  
713  
714  
715  
716  
717  
718  
719  
720  
721  
722  
723  
724  
725  
726  
727  
728  
729  
730  
731  
732  
733  
734  
735  
736  
737  
738  
739  
740  
741  
742  
743  
744  
745  
746  
747  
748  
749  
750  
751  
752  
753  
754  
755  
756  
757  
758  
759  
760  
761  
762  
763  
764  
765  
766  
767  
768  
769  
770  
771  
772  
773  
774  
775  
776  
777  
778  
779  
780  
781  
782  
783  
784  
785  
786  
787  
788  
789  
790  
791  
792  
793  
794  
795  
796  
797  
798  
799  
800  
801  
802  
803  
804  
805  
806  
807  
808  
809  
810  
811  
812  
813  
814  
815  
816  
817  
818  
819  
820  
821  
822  
823  
824  
825  
826  
827  
828  
829  
830  
831  
832  
833  
834  
835  
836  
837  
838  
839  
840  
84



昭和二十八年七月二十八日 衆議院公報第三十号 日雇労働者健康保険法案

ます。(拍手)しかるに、政府案を見ますと、前述のごとき与党の諸君すら驚くほどの内容の貧弱なものであり、その方面の権威者の集まりであり、その社会保険制度審議会におきまして、この案を見まして、その答申の中に次のように述べておるのであります。「本案の内容は、さきに本審議会が社会保険制度に関し勧告した趣旨と隔たるところがあまりにも大きい。これを健康保険法と切り離して立法化し、よりとしておる点もそうであるが、特にその給付の内容が貧弱であるのは、遺憾と云うほかはない。極言すれば、今日かかる内容の制度を実施することは、将来社会保険制度を確立するにあつて、かえつてその妨げとなるやの懸念がさすらないではない。」と述べておるのであります。

私は、政府案に反対する理由を明らかにするために、政府案とわれわれ、同派社会保険案とについて、政点比較対照してみたいと存するのであります。

第一は、国庫負担の問題であります。すべての社会保険は、御承知のように、事業主と被保険者と国家とで費用を分担しておるのが普通であります。先般、本国会においても、国民健康保険の医療給付の二割まで補助するようになったことは、御承知の通りであります。しかるに、本案では、わずかに事務費として本年内に三億円を見積つていただけで、給付等については一円の補助も与えていないのであります。

す。国民健康保険において医療給付の二割も補助する国家が、経済力の最も弱い日雇労働者の健康保険に何ゆゑに一円も出さないのでしょうか。われわれが給付の二分の一を負担して可なりと主張したのは、この点にあるのであります。(拍手)

第二に、国庫負担の有無は被保険者の負担に影響するところがございます。すなわち、政府案では、被保険者が、一日の賃金百六十円以上の者を一級として、一日につき八円を負担し、百六十円以下の者を第二級として、一日につき五円を負担することになっておるのであります。しかし、第二級は全体のうちでわずかに一四％で、問題にならないものである。第二級の日百六十円以上の者が一日八円の保険料を支払いますことは、収入の約五％に当ります。もし二百四十円といたしましても三％に当るのであります。普通の健康保険の一分一、二割二分、というものに比較したしまして非常に薄率でございます。高所得の者でも、三％ないし五％の負担を要いたしますことは相当に重荷だと存じますが、特に経済力の弱いこの日雇労働者が、三％ないし五％の健康保険の負担をいたしますことは、生活上重圧を感ずるものであることは申し上げるまでもありません。ゆゑに、われわれは、他の社会保険と同様に、国家が相当の負担をなし、日雇労働者の一日の負担をできるだけ軽減すべしと主張して参つたのであります。

第三は、保険給付の期間のあまりにも短かきことでもあります。前弁士も申し述べましたが、政府案では、同一の疾病または負傷、これによつて発した疾病に関しては、その開始の日から起算して三箇月を経過したときは療養給付を行わないというのであります。たとえば、生活環境の悪い日雇労働者にありがちな、最初かぜを引いたくらいに思つておつて診察を受けたが、これは肺炎患のごく初期のものであつたりする。十分な栄養と休息をとりまするならばなおるのでございましょうが、日雇労働者は働かねば食ふべから無理をして毎日働く。もちろん栄養をとることはできない。従つて、病氣はますます進行するばかりで、長引いて参ります。最初に診療を受けた日から三箇月を経過すれば医療給付を打ち切られるというのであります。あらゆる社会保険が今年改正されて、給付年限が二箇年であつたものが三箇年に延長されたことは、皆さんの御承知の通りであります。しかるに、本法案は、政府案でわずか三箇月で打ち切り、その後は生活保護の医療給付を受けよとつばなすような無慈悲なやり方になつておるのであります。いな、その生活保護にすら自然に移行するような手続をとつておらないのであります。両派社会保険は、少くとも三箇月を六箇月に延ばすようにいたしておるのであります。そして、その医療給付が消えまるときに、自然に生活保護に移行して行くやうに手続をとつております。

第四は、政府案では傷病手当のないことでもあります。日雇労働者が疾病にかかり、この保険によつて、たとい療養給付は三箇月間受けることができたといたしましても、傷病手当がなくては、どうして食ひ、どうして一日でも休息することができましょうか。日雇労働者は、しかたなしに病を押して働かねばならぬのであります。両派社会保険は、この点にかなりみて、少くとも一日百五十円、最大限六箇月は傷病手当金を与えるやうに、また治療と休養をする機会を得しめて、そしてこの人たちの健康が回復し、また国家生産のために寄与するやうに考えておるのであります。(拍手)

第五は、受給要件の点であります。政府案では、日雇労働者が保険給付を受けるのには、受けようとする日から計算して、前二箇月間に二十八日以上保険料が支払われていなければならぬというのであります。政府の調査したところでは、就労日数は平均二十日になつてゐるから、二箇月間に二十八日、すなわち一箇月に十四日であるならば大丈夫であるといつておられますが、しかし、天候が悪かつたり、あるいは疾病や悪条件が重なりますときには、一箇月十四日もかせげないことも往々あることは、われわれは目の前で見ておるのであります。せつ

かく保険料を支払いながら、一日あるいは二日欠けたことによつて給付を受けることができないとするならば、あまりに気の毒な状態でありま。われわれ両派社会保険は、前二箇月間に二十四日以上保険料を支払つてゐる者か、前六箇月間に六十日分支払つてゐる者は給付を受けられるやうにいたしておるのであります。

以上申し述べましたやうに、われわれが提案いたしましたものと政府案とを比較してみますならば、あまりに政府案が貧弱であり、また無慈悲なものであることが、おわかりいただけと思うのであります。(拍手)政府は、試験的で、漸次改善すると言われておりますが、私は、社会保険の立場よりするこの法案としては、最初からでも、もつとよりよきものを盛るべきであつたと思うのであります。御承知のように、神戸等において行われておりますところの私設の労働者の保険事業においても、もつとよりよいものがなされておるのであります。政府自体が行いますところの日雇労働者の保険事業においては、神戸、尾崎等におけるものよりも、もつとよりよいものがなされなければならぬにもかかわらず、それよりも更に内容の貧弱な、こういう政府案に対しては、われわれは遺憾ながら反対せざるを得ないのであります。(拍手)

私は以上をもつて私の討論を終ることにいたします。(拍手)

昭和二十八年七月二十八日 衆議院會議第三十号 日華平和条約附屬議定書第二項の有効期間の延長に関する議定書の締結について承認を求めるの件

○議長(橋本武雄) これにて討論は終局いたしました。採決いたしました。本案の委員長の報告は可決であり、また、本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(橋本武雄) 起立多数。よつて本案は委員長の報告の通り可決いたしました。

第五 日華平和条約附屬議定書第二項の有効期間の延長に関する議定書の締結について承認を求めるの件

○議長(橋本武雄) 日程第五、日華平和条約附屬議定書第二項の有効期間の延長に関する議定書の締結について承認を求めるの件を議題といたします。委員長長の報告を求めます。外務委員公理事並木芳雄君。

日華平和条約附屬議定書第二項の有効期間の延長に関する議定書の締結について承認を求めるの件

日華平和条約附屬議定書第二項の有効期間の延長に関する議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号但書の規定に基づき、国会の承認を求める。

日華平和条約附屬議定書第二項の有効期間の延長に関する議定書

千九百五十二年四月十八日に台北で署名された日本国と中華民國との間の平和条約(以下「平和条約」と

いう。第七條に掲げる貿易、海運その他の通商の關係に関する条約又は協定は、まだ締結されてないの、また、

平和条約の不可分の一部である議定書に定める通商及び航海に関する取極の存続期間は、千九百五十三年八月四日に満了するので、

よつて、日本国政府及び中華民國政府は、次の条項を協定した。

1 前記の取極の存続期間は、千九百五十三年八月五日から二年の間が満了するまで又は両当事國の間に貿易、海運その他の通商の關係に関する条約若しくは協定が締結されるまでのいずれか早い方の時期まで、延長されるものとす。

2 この議定書は、各当事國がこの議定書の効力を発生させるためその國內法上必要とする手続を完了したことを通知する公文が両当事國の間に交換された時に効力を生ずる。

以上の証據として、下名は、それぞれの政府により正当に委任を受け、この議定書に署名した。

昭和二十八年七月十八日(中華民國四十二年七月十八日及び千九百五十三年七月十八日に相當する。)(東京で、日本語、中國語及び英語により本書二通を作成した。

日本國のため

岡崎勝男  
中華民國のため  
董淵光

日華平和条約附屬議定書第二項の有効期間の延長に関する議定書の締結について承認を求めるの件に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔並木芳雄君登壇〕

○並木芳雄君 ただいま議題となりました、日華平和条約附屬議定書第二項の有効期間の延長に関する議定書の締結について承認を求めるの件に關し、外務委員会における審議の経過並びに結果について報告申し上げます。

(議長退席、副議長着席)  
本協定の目的は、わが國と中華民國との間の通商航海に関する日華平和条約附屬議定書の暫定とりきめ存続の期間を延長しようとするものであります。

わが國と中華民國との間の通商及び航海に関する事項は、日華平和条約が昨年八月に効力発生以来、同条約附屬議定書第二項の通商及び航海に関するとりきめによつて律せられて來ました。しかるに、同とりきめは、日華間に通商航海条約が締結されるまでの暫定とりきめでありまして、その存続期間も一箇年で、来る八月四日をもつて満了することになっております。ところが、日華兩國間にはいまだ通商航海条約締結するの段階に至っておりませんので、日華兩國政府間で交渉の結果、現行とりきめをさらに二年間、または通商航海条約もしくは協定が締結されるまでのいずれか早い方の時期まで延長することに妥結を見るに至つた

のであります。この議定書の締結によりまして、日華兩國は、過去二年間におけると同様、それ／＼相手國の國民、生産品及び船舶等に対し、最惠國待遇を与えることになるわけであります。このことは、兩國間の通商貿易關係の増進に資し、相互の利益に合致するゆゑであると思ふものであります。

本件は、七月二十三日本委員会に付託されましたから、二十七日まで二回にわたり慎重に審議を行いました。本件に関する本委員会における審議の経過の詳細については委員会記録に譲ります。

質疑応答を終り、続いて討論を行いましたところ、日本社会党の田中稔男委員は、さきに締結せられた日華平和条約に反対したものであるから、それに附屬する議定書第二項の延長のことは當然に反対である、中国大陸を含めた中国全体との貿易をもつと尊重すべきである旨を述べて反対せられ、日本社会党の戸叶里子委員は、台湾政府は中国本土の一部であるにすぎない、中国全体とは隣接國として友好關係を維持することが必要である、従つて、日本と中国全体との平和条約が締結せられ、また通商航海条約が締結されることが望ましい、今回の協定において、現行とりきめをさらに二年間、または通商航海に関する条約または協定の結ばれるまでのいずれか早い方の時期というところが、無見の態度には反対

である。眼前のごとく中国との通商關係を盛んにするに努力をせられたいと述べて反対され、討論を終り、採決の結果、本委員会は賛成者多数をもつて本件を承認することに決定したのであります。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(原龍雄) 討論の通告があり、これを許します。田中稔男君。

〔田中稔男君登壇〕

○田中稔男君 私は、日本社会党を代表して、本案に反対の態度を表明するものであります。

そも／＼わが党は、日華平和条約そのものの締結に反対したものでありますから、當然にその附屬議定書第二項の有効期間を延長せんとする本案にも反対する次第であります。わが党が日華平和条約の締結に反対した理由は、すでに天下周知のところでありまして、ここにあらためてその要点を指摘するならば、次の通りであります。

すなわち、第一に、本条約は蔣介石の國民政府を相手方として締結されておりますが、國民政府はもはや中国五億の國民を代表する正当な政府ではないのであります。(拍手)この政府は、中国本土においては言うまでもないこととありますが、その根拠地である台湾におきまして、廣く中国人の怨嗟の的となつてゐる、いわゆる残存政權にすぎないのであります。ただこの残存政權をささえているものは、アメリカのM.S.A.による強力な軍事援助には

かならないのであります。もしアメリカの軍事的支柱が取払われれば、たゞは、蔣介石は宋美齡とともに、その専用機に乗つてアメリカに亡命し、同時に国民政府は土崩瓦解する運命に置かれてゐるのであります。しかるに、中国本土においては、すでに約四年前中華人民共和國が生誕し、北京にある毛沢東を主席とするその中央人民政府は、東北の復興に、西北の建設に、さらにまた全中国にわたる農村の徹底的改革と大規模な工業化に着々と成功してゐるのであります。かくして、毛沢東の北京政府は、中国五億の国民の信望を集め、その威信は深く蔣介石の支配下にある台湾にまで浸透しつつあるのであります。かかる際において、毛沢東の北京政府を相手とせず、蔣介石の台湾政府を相手として日華平和条約を結んでおる不自然にして不当な政府の外交措置に、わが党は強く反対するものであります。

次に、本条約は台湾と澎湖諸島とを中国本土から切り離さうとしておるのであります。わが国は、ポツダム宣言を承認することによつて、台湾と澎湖諸島が中国に帰属すべきことを承認したのであります。これらの地域は、歴史的にも地理的にも、また民族的にも中国の一部であることは、何ら疑いをさしはさる余地はないのであります。日本による領台五十年の歳月をもつても、遂にこの事実を変更することはできなかつたのであります。日華平和

条約は、この厳然たる事実を人為的に歪曲せんとするものであります。かかる試みは、台湾及び澎湖島をアメリカの永久的な軍事基地たらしめんとする計画に通ずるものであります。わが党は、日中の友好と極東の平和の見地から、この点に關連して本条約に反対するものであります。

以上私が申し述べましたような理由によつて、わが党は、日華平和条約の締結と、今日におけるその存続とに強く反対して来たのであります。ここに議題となつておりますところの本条約附屬議定書第二項は、兩國間の通商航海に關する事項を規定したものであります。日本と台湾との間の貿易は、オープン・アカウントの方式によつて決済されてゐるのであります。昨年度の貿易実績によりますならば、輸出入とも約五千五百万ドルであります。日本から小麦、小麦粉、纖維製品、化学製品、金銀及び金銀製品、機械類等を輸出し、日本へ米、砂糖、バナナ等を輸入してゐるのであります。しかし、台湾米及び台湾糖の輸入価格は國際的に著しく割高であります。また、日本の化学肥料とのバーターにおいて、バナナのようなものを多量に輸入するといふことは、今日の日本の経済にとつて決して好ましい取引ではないのであります。さらにまた、台湾政府の中央及び地方の官僚が、物資の集荷、販売、購入、輸送等、流通面に介入して参り

まして、利権をあまり、賄賂をむさぼり、これが正常貿易を阻害する重大な要因になつてゐることも、われ／＼の注目するに値するところでありまゝ。さらにまた、アメリカによるMSA援助が、域外調達となつてわが国に若干向けられておりましたが、わが国の業者は、入札における國際競争力におきまして有利な立場を保つことができないのであります。要するに、アメリカの植民地的基地経済に苦しんでおりましたところの台湾との貿易は、今日の日本経済にとつて大きな利益をもたらす取引と考へることはできないのであります。

これに反して、中国本土との貿易の能力は、日本にとつてきわめて大なるものがあるものであります。日中貿易促進議員連盟に属する各党の有志議員が超黨派的に連合いたしまして、明日本院において日中貿易促進に關する決議案を提出することになつており、自由黨の議員のどなたかがその提案の理由を説明されるということでありまゝ。かかる動きは、朝鮮休戦を機として潮のこく高まつておりましたところの中国貿易に対する日本の財界、多数の中小企業者及び労働者大衆の関心と期待を反映するものであります。わが党は、日本なくして中国なく、中国なくして日本なしとは、孫文の唱へた言葉でありまゝ、兩國の經濟關係にとつ

て、特にその感を深くするものであります。日本は、鉄鉱石、強粘結炭、塩、大豆等、工業の主要な原材料を中国に求め、中国へ鋼材、機械、車両、化学製品、纖維製品等を出すことができます。さらには、兩國の貿易の發展の可能性はおそらく無限大だと考へられるのであります。戦前、滿州を含めた中国との輸出入が、時に消長はありましても、正常な年において、大体日本の對外貿易の約二〇％を占めておつた。しかし、その大部分は滿州へ向けられ、中国本土の占める割合は比較的輕少であつたといふことを指摘し、さらに、現在の中國の貿易が國家管理であるといふ事実から推斷して、今後の中國貿易の可能性をきわめて低く評價する者も少なくないのでありますけれども、かかる中國貿易に対する過小評價は、吉田首相を始め、一知半解の徒の言にすぎないのであります。(拍手)われわれは、中國の全土において、今日かつての滿州におけるような大建設が進行しつつあるといふ事実、従つて建設資材への需要がきわめて旺盛であるといふ事実、同時に、民度の急速なる向上に伴ひ、消費資材に対する需要が日々増大しつつあるといふ事実、これらの事實を正當に理解しなければならぬのであります。ただし、中國においては貿易を含めた全經濟が一定の計画のもとに運営されておりますから、わが國に余つた不要な商品もただ漫然と中

國に売りさばく、またわが國が必要とする物資なら、いつでも、幾らでも、かつてに買つて来るというような、利己的にして無計画な貿易は、とうていうまく行かないのであります。中國貿易の飛躍的發展を期待するためには、われ／＼は、よろしく中國の計劃經濟に對應して、真に互惠平等の立場を確立することが絶対に必要な先決條件であります。特需を失つた日本經濟は……。

○副議長(原彪君) 時間が経過しておりますから、簡単に結論を願ひます。

○田中總男君(總) 特需を失つた日本經濟が、援助によつて生きるか、貿易によつて生きるか、これが今日財界における最大の課題であります。そして、それはまた多数の中小企業者や労働者大衆の死活の問題であります。真剣に日本の獨立を希望し、熱心に世界の平和を企圖するすべての國民は、いづれも正常貿易にこそ日本經濟の進むべき道を求めているのであります。そして、中國貿易に最大の期待を寄せておるのであります。蔣介石の支配下にあるアメリカの軍事基地台湾との貿易が言うに足りないことは、すでに申し述べたところであります。台湾に対するMSA援助の域外調達につきましても、日本としては大した期待を持ってないことは明らかであり、またこれに大なる期待をかけることは、日本の安全の上からむしろ危険であるのであります。

昭和二十八年七月二十八日 衆議院會議第三十号 港灣運送事業法の一部を改正する法律案

す。台灣貿易は、台灣が中国に帰属して、中国の大建設に参加するに至つたあかつきにおいて、初めて中国貿易の一部分として大幅に拡大することができるのであります。

〔時間々々と呼ぶ者あり〕

○副議長(原彪君) 結論をお急ぎ願います。

○田中龍男君(總) もうすぐ終ります。今から結論——しかるに、今日、中国貿易はほとんど禁止同然の状態に置かれております。それはアメリカのさしがねに基くものであり、戦時物資の對準輸出を禁止する国連の決議に準拠してあるものであります。朝鮮半島の結果、やがて国連によつて中国のひたひたに押されていく侵略者という烙印が取消され、この禁輸決議もその効力を失ふことが予想され、われわれは中国貿易打開の機がここに到来したことを喜ぶものであります。さらに、正統政府としての北京政府の國際的承認及び中国の國連加盟も、アメリカの強硬な反対にもかかわらず、自由党の強硬な反対にもかかわらず、結局実現するに至ることは明らかであります。その論理的附結として、台灣の中国への歸属もまた時間の問題にすぎないと考へるのであります。(時間々々と呼び、その他発言する者多し) これからいよいよ結論——私は、朝鮮休戦後におけるかくのごとき極東情勢の新たな展開に対して、わが國としては、

むしろこの日華条約を破棄し、中国との國交調整につき、北京政府に対し積極的に働きかけることが必要であると考へるものであります。政府がかかる努力を怠つていない間に、在華同胞三万人の歸國が、日赤その他民間三団体の協力によつてほとんど実を結び、また日中漁業協定を締結して、漁船乗捕事件を永久になくそうという民間諸団体の動きが、今日ますます活発となつて来ているのであります。かかる際……

○副議長(原彪君) 時間が経過しております。

○田中龍男君(總) 日華平和条約附屬議定書第二項の有効期間を延長せんとする本案は、時代錯誤の愚案であり、絶対に承認することはできないのであります。これをもつて私の反対討論を終ります。(拍手)

○副議長(原彪君) これにて討論は終了いたしました。

採決いたします。本件は委員長報告の通り承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(原彪君) 起立多数。よつて本件は委員長報告の通り承認するに決しました。

港灣運送事業法の一部を改正する法律案(岡本忠雄君外七名提出)

○今村忠助君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、岡本忠雄君外七名提出、港灣運送事業法の一部を改正する法律案を議題とし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(原彪君) 今村君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(原彪君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられま

るべき貨物の港灣における船舶への引渡若しくは荷主からの受取にあわせてこれらの行為に先行し又は後続する次号から第四号までに掲げる行為を一貫して行う行為

二 港灣において船舶への貨物の積込又は船舶からの貨物の取卸

三 港灣における貨物の船舶(総トン数百トン以上の鋼製船舶を除く)又ははしけによる運送(海士運送法(昭和二十四年法律第百八十七号)に規定する旅客定期航路事業による貨物の運送その他運輸省令で定めるものを除く)運輸省令で定める港灣と港灣又は場所との間(以下単に指定区間という)における貨物のはしけによる運送又は港灣若しくは指定区間における引船によるはしけの航

四 港灣において、船舶若しくははしけにより運送された貨物の上屋その他の荷さばき場(貯水場を含む。以下単に「荷さばき場」という)への搬入、船舶若しくははしけにより運送されるべき貨物の荷さばき場からの搬出、これらの貨物の荷さばき場における荷さばき若しくは保管又は貨物のはしけからの取卸若しくははしけへの積込

第二項第三項中「開港法(明治三十二年法律第十一号)に規定する開港であつて、政令で指定するもの」を「政令で指定する港灣(その水域は、港灣法(昭和二十三年法律第七十五号)に定める区域をい

るべき貨物の港灣における船舶への引渡若しくは荷主からの受取にあわせてこれらの行為に先行し又は後続する次号から第四号までに掲げる行為を一貫して行う行為

二 港灣において船舶への貨物の積込又は船舶からの貨物の取卸

三 港灣における貨物の船舶(総トン数百トン以上の鋼製船舶を除く)又ははしけによる運送(海士運送法(昭和二十四年法律第百八十七号)に規定する旅客定期航路事業による貨物の運送その他運輸省令で定めるものを除く)運輸省令で定める港灣と港灣又は場所との間(以下単に指定区間という)における貨物のはしけによる運送又は港灣若しくは指定区間における引船によるはしけの航

四 港灣において、船舶若しくははしけにより運送された貨物の上屋その他の荷さばき場(貯水場を含む。以下単に「荷さばき場」という)への搬入、船舶若しくははしけにより運送されるべき貨物の荷さばき場からの搬出、これらの貨物の荷さばき場における荷さばき若しくは保管又は貨物のはしけからの取卸若しくははしけへの積込

第二項第三項中「開港法(明治三十二年法律第十一号)に規定する開港であつて、政令で指定するもの」を「政令で指定する港灣(その水域は、港灣法(昭和二十三年法律第七十五号)に定める区域をい

るべき貨物の港灣における船舶への引渡若しくは荷主からの受取にあわせてこれらの行為に先行し又は後続する次号から第四号までに掲げる行為を一貫して行う行為

二 港灣において船舶への貨物の積込又は船舶からの貨物の取卸

三 港灣における貨物の船舶(総トン数百トン以上の鋼製船舶を除く)又ははしけによる運送(海士運送法(昭和二十四年法律第百八十七号)に規定する旅客定期航路事業による貨物の運送その他運輸省令で定めるものを除く)運輸省令で定める港灣と港灣又は場所との間(以下単に指定区間という)における貨物のはしけによる運送又は港灣若しくは指定区間における引船によるはしけの航

四 港灣において、船舶若しくははしけにより運送された貨物の上屋その他の荷さばき場(貯水場を含む。以下単に「荷さばき場」という)への搬入、船舶若しくははしけにより運送されるべき貨物の荷さばき場からの搬出、これらの貨物の荷さばき場における荷さばき若しくは保管又は貨物のはしけからの取卸若しくははしけへの積込

第二項第三項中「開港法(明治三十二年法律第十一号)に規定する開港であつて、政令で指定するもの」を「政令で指定する港灣(その水域は、港灣法(昭和二十三年法律第七十五号)に定める区域をい

るべき貨物の港灣における船舶への引渡若しくは荷主からの受取にあわせてこれらの行為に先行し又は後続する次号から第四号までに掲げる行為を一貫して行う行為

二 港灣において船舶への貨物の積込又は船舶からの貨物の取卸

三 港灣における貨物の船舶(総トン数百トン以上の鋼製船舶を除く)又ははしけによる運送(海士運送法(昭和二十四年法律第百八十七号)に規定する旅客定期航路事業による貨物の運送その他運輸省令で定めるものを除く)運輸省令で定める港灣と港灣又は場所との間(以下単に指定区間という)における貨物のはしけによる運送又は港灣若しくは指定区間における引船によるはしけの航

四 港灣において、船舶若しくははしけにより運送された貨物の上屋その他の荷さばき場(貯水場を含む。以下単に「荷さばき場」という)への搬入、船舶若しくははしけにより運送されるべき貨物の荷さばき場からの搬出、これらの貨物の荷さばき場における荷さばき若しくは保管又は貨物のはしけからの取卸若しくははしけへの積込

第二項第三項中「開港法(明治三十二年法律第十一号)に規定する開港であつて、政令で指定するもの」を「政令で指定する港灣(その水域は、港灣法(昭和二十三年法律第七十五号)に定める区域をい



|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>その理由を附して)を回答しなればならない。</p> <p>4 運輸大臣は、港海運送事業者が前項に規定する回答をしないときは、当該港海運送事業者に対し、当該運賃及び料金を変更すべきことを命ずることができる。応諾しない旨の回答があつた場合において、運輸審議会が前条第四項本文に定める手続を経て提出する答申を得て、その応諾しない理由が正当でないと認めるときも、同様とする。</p> <p>5 港海運送事業者は、第三項の規定により勧告を応諾する旨を回答したときはその日から三十日以内に、又は前項の規定により命令を受けたときはその日から二十日以内に、当該運賃及び料金を変更する手続を行わなければならない。</p> <p>第十条中「前条」を「第九条」に改める。</p> <p>第十一条第四項但書及び第五項中「三十日」を「六十日」と改める。</p> <p>第十六条中「港海運送を引き受けた場合には」を「その引き受けた港海運送を行う場合には、運輸省令で定めるところにより」に改める。</p> <p>第十七条第一項中「各号」を「第一号、第三号又は第四号」に、「同条第三項中「事業の施設で、運輸省令で定めるもの」を「事業の施設につき、運輸省令で定める事項」に改める。</p> <p>第十八条を次のように改める。</p> <p>(相続及び合併)</p> <p>第十八条 港海運送事業者が死亡し又は合併したときは、相続人(相続人が二人以上ある場合はおいて、その協議により、事業を引き継ぎ</p> | <p>替ふべき相続人を選定したときは、その者)又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人(以下「相続人等」という。死亡又は合併の日から三十日以内)にその旨を運輸大臣に届け出なければならない。</p> <p>2 相続人等は、第四条の規定にかかわらず、当該港海運送事業者が死亡し又は合併した日から六十日間経過後事業を引き継ぎ替ふことができる。その期間内に第五項の規定により登録を申請した場合において、その申請について登録をした旨又は登録を拒否する旨の通知を受ける日までも、同様とする。</p> <p>3 相続人等が当該港海運送事業者の死亡又は合併の日から六十日以内に登録を申請するときは、第八条の規定にかかわらず、手数料を納めることを要しない。</p> <p>第十八条の次に次の二条を加える。</p> <p>(公益命令)</p> <p>第十八条之二 運輸大臣は、災害の救助その他公共の安全の維持のため必要な港海運送であり、且つ、自発的に当該業務を行う者がない場合又は著しく不足する場合に限り、第十五条の規定にかかわらず、港海運送事業者を指定して、左の各号に掲げる事項を命ずることができる。</p> <p>一 運輸大臣の指定した貨物の取扱又は運送をすること。</p> <p>二 貨物の取扱又は運送の方法又は地位を変更すること。</p> <p>三 前項の規定による命令で次の規定による損失の補償を伴うもの</p> | <p>は、これによつて必要となる補償金の総額が、国会の議決を経た予算の金額をこえない範囲内でこれをしなければならぬ。</p> <p>(損失の補償)</p> <p>第十八条之三 前条第一項の規定による命令を受けた者に対しては、その命令を受けたことによつて通常生ずべき損失(その命令を受けなかつたならば通常得らるべき利益が得られなかつたことによる損失を含む)を補償する。</p> <p>2 前項の補償の額は、運輸大臣がこれを決定する。</p> <p>3 前二項に定めるものの外、損失の補償に關し必要な事項は、運輸省令で定める。</p> <p>第十九条を次のように改める。</p> <p>(私的独占禁止法及び事業者団体法の適用除外)</p> <p>第十九条 港海運送事業者が他の港海運送事業者とする施設の共用に關する事項を内容とする協定、契約又は共同行為(以下「協定等」という。)については、私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律(昭和二十二年法律第五十四号)及び事業者団体法(昭和二十三年法律第九十一号)の規定を適用しない。但し、不公正な競争方法を用いる場合又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に運賃及び料金を引き上げその他利用者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。</p> <p>第十九条の次に次の一条を加える。</p> | <p>(協定等の届出)</p> <p>第十九条之二 港海運送事業者は、前条の協定等をしたときは、運輸省令の定めるところにより、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。協定等を変更したときも同様とする。</p> <p>第二十一条第一号中「前条」を「第十八条第一項又は前条」に改める。</p> <p>第二十一条第二号中「第一号又は第三号」を「第一号、第三号又は第四号」に改め、同項に次の一号を加える。</p> <p>三 港海運送事業者の登録を受けて正当な理由がなく六箇月以内事業を開始しないとき。</p> <p>第二十一条第二号中「引船」を「引給その他の船舶」に改める。</p> <p>第三十一条を次のように改める。</p> <p>(運輸審議会への諮問)</p> <p>第三十一条 運輸大臣は、第七条第一項の登録の拒否、第九条第四項(第三十三条の二第二項)及び第三十三条の三第三項において適用する場合を含む。次条第一項において同じ。第九条の二第四項後段(第三十三条の二第二項及び第三十三条の三第三項)において適用する場合を含む。次条第一項において同じ。若しくは第十一條第四項(第三十三条の二第二項)において適用する場合を含む。次条第一項において同じ。の規定による運賃及び料金を若しくは港海運送約款の変更に係る事項。第十八条の二第一項若しくは第十八条の三第二項の規定(これらの規定を第三十三条の二第二項及び第三十三条の三第三項において適用する場合を含む。</p> | <p>む。以下本条において同じ。)による命令若しくは補償の額の決定又は第二十二條第一項(第三十三条の三第三項)において適用する場合を含む。の規定による処分に關しては、運輸審議会にはかり、その決定を尊重して、処理しなければならない。但し第十八条の二第一項の規定による命令をしようとする場合において、緊急やむを得ないときは、この限りでない。</p> <p>第三十二条第一項中「第九条又は第三十一条」を「第九条第四項、第九條の二第四項後段又は第三十一条第四項」に改め、同条の次に次の一条を加える。</p> <p>(はしけ等に関する表示)</p> <p>第三十二条之二 港海運送事業者は、港海運送又は第三十三条の二第一項の運送に使用するはしけ又は船舶に、その氏名、名称、登録番号その他運輸省令で定める事項を見やすいように表示しなければならない。</p> <p>第三十三条第二項中「引船」を「引給その他の船舶」に改め、同条の次に次の二条を加える。</p> <p>(指定区間においてする木船運送の特例)</p> <p>第三十三条之二 木船運送法(昭和二十七年法律第五十一号)の規定は、一般港海運送事業者又ははしけ運送事業者の登録を受けた者(以下「はしけ運送事業者」という。)が当該事業の登録を受けた港海運送又ははしけ以外の木製船舶においてするはしけ以外の木製船舶による物品の運送(自己の引き受けた運送を他の者に下請させる</p> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|





十一号」を削り、「不公平な競争方法」を「不公平な取引方法」に改める。

港灣運送事業法の一部を改正する法律案 岡本忠雄君外七名提出) に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔閣内正一君増補〕

○閣内正一君 たいま議題となりました港灣運送事業法の一部を改正する法律案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案の要旨は、はしけ運送事業、沿岸荷役事業及び商用港灣の範圍の整備、登録港の明確化をはかること、運賃料金の変更方の勧告及び公益命令等について新たに規定を設けようとするのであります。

本法案は、七月二十一日日本委員会に付託され、翌二十二日、提出者の代表岡本忠雄君より提案理由の説明を聴取し、二十五日及び二十七日質疑が行われましたが、内容は會議録に譲ることといたします。

二十八日、自由党岡谷勝利君より、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案が二十五日本院において修正議決されましたので、これに伴い関係全文を整理するよう修正動議が提出されました。

次いで討論に入り、日本社会党を代表

表して山口久太郎君より、改正法第三十三條の三により、港灣運送事業の登録を必要としないものについて、登録の趣旨に悖つた適正な行政指導を行う等の附帯決議案を付して賛成の意見が述べられました。

かくて、修正案について採決の結果、起立議員をもつて可決され、次いで修正部分を除く原案について採決の結果、起立議員をもつて可決され、引続き附帯決議案について採決の結果、これまた起立議員をもつて可決されました。よつて、本法案は附帯決議を付して修正議決すべきものと決した次第であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(原彪君) 採決いたしました。本案の委員長の報告は修正であり、本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(原彪君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り決しました。

輸出取引法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○今村忠助君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、輸出取引法の一部を改正する法律案を議題となし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(原彪君) 今村君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(原彪君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

輸出取引法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。通商産業委員公理事中村幸八君。

輸出取引法の一部を改正する法律案

輸出取引法の一部を改正する法律案

輸出取引法(昭和二十七年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

輸出取引法

第四章 輸出組合(第八

第二章 輸出組合(第八

第三章 輸出組合(第八

第四章 輸出組合(第八

第五章 輸出組合(第八

第六章 輸出組合(第八

第七章 輸出組合(第八

第八章 輸出組合(第八

第九章 輸出組合(第八

第十章 輸出組合(第八

第五條第一項を次のように改める。

輸出業者は、左の各号の一に掲げる事由がある場合において、それぞれ各号に掲げる事由を除去するため必要があるときは、通商産業大臣の認可を受けて、当該仕向地に輸出する当該貨物と同種若しくは類似の貨物の輸出取引における価格、品質その他の取引条件若しくは数量その他の輸出に係る取引に関する事項について協定を締結し、又はその協定をもつてしては当該事由を除去することが困難である場合において、その協定を締結するとともに、通商産業大臣の認可を受けて、当該貨物と同種若しくは類似の貨物の生産業者若しくは販売業者と輸出すべきこれらの貨物の価格、品質その他の取引条件、取引数量その他の国内取引に関する事項について協定を締結することができる。但し、輸出業者が貨物の輸出取引における価格、品質その他の取引条件又は数量以外の輸出に係る取引に関する事項について協定を締結することができないのは、第三号又は第四号に掲げる事由がある場合において、それぞれ第三号又は第四号に掲げる事由を除去するため必要がある場合に限る。

多いため、仕向地におけるその貨物と同種又は類似の貨物の需給に著しい影響を及ぼし、仕向地の関係事業者の利益を著しく害し、又は害するおそれがあること。

二 貨物の輸出価格の変動により仕向地の輸入業者が著しい損失を受けるため、その貨物の輸出取引の成立が困難となり、又は困難となるおそれがあること。

三 輸出貨物に係る仕向地の輸入取引における競争が実質的に制限され、又はその仕向地に対する輸出取引における競争が不当に制限されているため、国内の関係事業者の利益を著しく害し、又は害するおそれがあること。

四 当該貨物が輸出されたことがないか、又は当該貨物の輸出数量の累計が著しく少いため、輸出取引における通常の取引関係が確立されるに至らなかつた仕向地について、その貨物の輸出取引における競争が過度に行われることにより、その貨物の輸出取引の成立が困難となり、又は困難となるおそれがあること。

第五條第三項第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

昭和二十八年七月二十八日 衆議院會議録第三十号 輸出取引法の一部を改正する法律案

三 その協定に参加し、又はその協定から脱退することを不当に制限しないこと。  
四 国内の関係事業者又は一般消費者の利益を不当に害するものでないこと。

第七条の次に次の一章を加える。

### 第三章の二 輸入業者の協定

#### (協定)

第七條の二 輸入業者は、左の各号の一に掲げる事由がある場合において、それぞれ各号に掲げる事由を除去するため必要があるときは、通商産業大臣の認可を受けて、当該貨物と同種若しくは類似の貨物の輸入取引における価格、品質その他の取引条件若しくは数量その他の輸入に係る取引に関する事項について協定を締結し、又はその協定をもつてして当該事由を除去することが困難である場合において、通商産業大臣の認可を受けて、当該貨物と同種若しくは類似の貨物の需要者若しくは販売業者と輸入するこれらの貨物の価格、品質その他の取引条件、取引数量その他の国内取引に関する事項について協定を締結することができ

一 輸入貨物に係る船積地の輸出入取引における競争が実質的に制限され、又は輸入取引における競争が過度に行われるため、国内の関係事業者又は一般消費者

の利益を著しく害し、又は害するおそれがあること。  
二 通商に関する政府間の取極の実施その他の理由により、特定の船積地から貨物を輸入することが必要である場合において、その貨物の当該船積地からの輸入価格が他の船積地からの輸入価格に比して著しく高いため、又は当該船積地から輸入する貨物の品質が他の船積地から輸入する貨物の品質と著しく異なるため、当該船積地からその貨物を輸入することが困難となり、又は困難となるおそれがあること。

2 第五條第二項及び第三項、第六條並びに前条の規定は、前項の協定に適用する。  
第十一條第一項に次の但書を加える。

但し、組合員に出貨をさせる輸出入組合（以下「輸出組合」という。）以外の輸出入組合は、第三号の事業を行うことができない。

第十一條第一項第一号中「輸出入業者を」輸出組合の所屬員（輸出組合を直接又は間接に構成する者をいう。以下同じ。）に改め、同項第二号中「輸出入業者」を「輸出組合の所屬員」に改め、同項に次の一号を加える。

三 組合員に対する資金の貸付

（手形の割引を含む。）及び組合員のためにするその借入

第十一條第二項中「又は類似の貨物」を「若しくは類似の貨物に、又は数量を、若しくは数量その他輸出に係る取引に関する事項に、」と定め、又はその組合員の遵守すべき事項をもつてして当該事由を除去することが困難である場合において、その組合員の遵守すべき事項を定めるとともに、通商産業大臣の認可を受けて、当該貨物と同種若しくは類似の貨物の生産業者若しくは販売業者と輸出すべきこれらの貨物の価格、品質その他の取引条件、取引数量その他の国内取引に関する事項について、定款で定めるところにより、組合員のためにする団体協約を締結することができ、但し、貨物の輸出取引における価格、品質その他の取引条件又は数量以外の輸出に係る取引に関する事項についてはその組合員の遵守すべき事項を定めることができるのは、同項第三号又は第四号に掲げる事由がある場合において、それぞれ同項第三号又は第四号に掲げる事由を除去するため必要がある場合に限り、に改める。

（出資）  
第十二條の二 輸出組合は、定款で定めるところにより、組合員に出資をさせることができる。  
第十五條第一項に次の但書を加える。  
但し、出資輸出組合以外の輸出組合の定款には、第五号の二から第五号の四までの事項を記載しなくてもよい。  
第十五條第一項第五号の次に次の三号を加える。  
五の二 出資一口の金額及びその払込の方法  
五の三 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定  
五の四 準備金の額及びその積立の方法  
第十五條第二項中「又は事由を」の下に「現物出資をする者を定めたときは、その者の氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに對して与える出資金額を」を加える。  
第十六條の次に次の一条を加える。

#### （出資輸出組合への移行）

第十六條の二 出資輸出組合以外の輸出入組合は、定款を変更して、出資輸出組合に移行することができる。

2 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第二十九條第一項から第三項まで（出資の第一回の払込）の規定は、前項

の規定による出資輸出組合への移行に準用する。この場合において、同条第一項中「前条の規定による引渡を受けたとき」とあるのは「出資輸出組合への移行に関する定款の変更につき輸出入取引法第十六條第一項の認可があつたとき」と、同条第三項中「組合成立」とあるのは「主たる事務所の所在地における輸出入取引法第十六條の二第三項の規定による登記」と読み替へるものとする。

3 輸出組合は、出資の第一回の払込のあつた日から主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に定款の変更により新たに登記すべきこととなつた事項を登記しなければならない。

4 第一項の規定による出資輸出組合への移行は、主たる事務所の所在地において前項の規定による登記をすることによつてその効力を生ずる。

5 第三項の規定による登記は、理事の申請によつてする。

6 前項の登記の申請書には、出資輸出組合への移行を証する書面並びに出資の総口数及び出資の第一回の払込のあつたことを証する書面を添附しなければならない。

7 総代会においては、第十九條第一項において準用する中小企業等協同組合法第五十五條第六項の規

定にかかわらず、出資輸出組合への移行に関する定款の変更について議決することができない。

第十八条第二項中「昭和二十四年法律第百八十一号」を削る。

第十九条を次のように改める。

(池用)

第十九条 中小企業等協同組合法第三十二条第三項(住所、第八條登記)、第三十一条から第十四条まで、第十九条組合員)、第二十七條、第二十八條、第三十條から第三十二條まで設立、第三十四條(規約)、第三十五條から第三十六條の三まで、第三十七條第一項、第三十八條から第四十五條まで(役員等)、第四十六條から第五十條まで、第五十一條第一項、第五十二條から第五十五條まで(總會及び總代會)、第六十二條から第六十六條まで、第六十八條、第六十九條解散及び清算、第七十條第二項及び第四項から第六項まで(事業、第八十三條(第二項第三号及び第五号を除く)、第八十四條、第八十五條、第八十六條第一項、第八十七條から第九十六條まで、第九十七條第一項及び第二項、第九十八條から第九十三條まで登記、第九十四條、第九十五條、第九十六條並びに第九十五條第二号から第十二号まで及び第十五号から第十八号まで(罰則)の規定は、輸出組合に適用する。この場合において、同法第

二十八条中「前条第一項の認証」とあるのは「輸出入取引法第十四条第一項の認可」と、第三十一條、第四十八條、第六十二條第二項、第九十四條、第九十五條及び第九十六條中「行政庁」とあるのは「通商産業大臣」と、第五十一條第一項中「二規約の決定、変更又は廃止」とあるのは「二規約の決定、変更又は廃止」又は「第二項の組合員の遵守すべき事項の決定、変更又は廃止」と、第五十三條中「四、事業の全部の譲渡」とあるのは「四、事業の全部の譲渡」とあるのは「五、輸出入取引法第十一條第二項の組合員の遵守すべき事項又は団体協約の決定、変更又は廃止」と、第五十五條第一項中「二百人」とあるのは「百人」と、同条第三項中「十分の一」とあるのは「五分の一」と、第六十三條第一項第六号中「解散を命ずる裁判」とあるのは「輸出入取引法第十八條第一項の規定による解散の命令」と、同条第二項中「前項」とあるのは「前項第一号から第五号まで」と、第八十三條第一項中「二十九條の規定による出資の払込」とあるのは「出資輸出組合以外

の輸出入組合にあつては「輸出入取引法第十四條第一項の認可」と、第九十二條第二項中「事業協同組合登記簿、信用協同組合登記簿、中小企業等協同組合連合会登記簿及び企業組合登記簿」とあるのは「輸出組合登記簿」と、第九十三條第二項中「書面並びに出資の総口数及び第二十九條の規定による出資の払込のあつたことを証する書面」とあるのは「出資輸出組合以外

の輸出入組合にあつては「書面」と、第九十七條第一項中「第三項」とあるのは「輸出入取引法第十八條第二項」と読み替へるものとする。

第九十二條第二項中「事業協同組合登記簿、信用協同組合登記簿、中小企業等協同組合連合会登記簿及び企業組合登記簿」とあるのは「輸出組合登記簿」と、第九十三條第二項中「書面並びに出資の総口数及び第二十九條の規定による出資の払込のあつたことを証する書面」とあるのは「出資輸出組合以外

の輸出入組合にあつては「書面」と、第九十七條第一項中「第三項」とあるのは「輸出入取引法第十八條第二項」と読み替へるものとする。

2 中小企業等協同組合法第十條(出資)、第十五條から第十八條まで(加入及び脱退等)、第二十條から第二十三條まで(持分等)、第二十九條第一項から第三項まで(出資の第一回の払込)、第五十六條、第五十七條(出資一口の金額の減少)、第五十八條第一項から第三項まで(準備金)、第五十九條から第六十一條まで(剰余金の配当等)、第七十條第三項(事業)、第八十三條第二項第五号、第八十六條第三号及び第十四号(罰則)の規定は、出資輸出組合に適用する。この場合において、同法第十條第三項中「出資総口数の百分の二十五(信用協同組合にあつては、百分の十)」とあるのは「出資総口数の百分の十」と、「三人」とあるのは「九人」と読み替へるものとする。

第十九條の次に次の一章を加える。

第四章の二 輸入組合

(法人格)

第十九條の二 輸入組合は、法人とする。

(設立)

第十九條の三 輸入組合は、輸入組合の設立が輸入取引の秩序の確立に寄与すると認められる貨物であつて、政令で定めるものの輸入業者又は輸入組合でなければ、設立することができない。

(事業)

第十九條の四 輸入組合は、第七條の二第一項各号の一に掲げる事由がある場合において、それぞれ各号に掲げる事由を除去するため必要があるときは、通商産業大臣の認可を受けて、当該貨物と同種若しくは類似の貨物の輸入取引における価格、品質その他の取引条件若しくは数量その他の輸入に係る取引に関する事項について、定款で定めるところにより、組合員の遵守すべき事項を定め、又はその組合員の遵守すべき事項をもつてしては当該事由を除去することが困難である場合において、通商産業大臣の認可を受けて、当該貨物と同種若しくは類似の貨物の需要者若しくは販売業者と輸入するこれらの貨物の価格、品質その他の取引条件、取引数量その他の輸入取引に關

する事項について、定款で定めるところにより、組合員のためにする団体協約を締結することができる。

2 輸入組合は、前項に定めるものの外、輸入組合の所屬員(輸入組合を直接又は間接に構成する者をいう。以下同じ)の共通の利益を増進するための施設を行うことができる。

3 第五條第二項及び第三項、第六條並びに第七條の規定は、第一項の組合員の遵守すべき事項及び団体協約に適用する。

(組合員の資格)

第十九條の五 輸入組合の組合員たる資格を有する者は、第十九條の三に規定する者であつて、定款で定めるものとする。

(運用)

第十九條の六 第四章(第八條、第十一條及び第十二條を除く)の規定は、輸入組合に適用する。この場合において、第十三條中「三十人」とあるのは「十人」と、「十八人」とあるのは「五人」と、第十九條第一項中「輸出組合登記簿」とあるのは「輸入組合登記簿」と読み替へるものとする。

第五章第二十條の前に次の二條を加える。

(輸出価格等に関する命令)

第十九條の七 通商産業大臣は、第五條第一項の協定を締結し又は第

昭和二十八年七月二十八日 衆議院會議録第三十号 輸出取引法の一部を改正する法律案

十一條第三項の組合員の遵守すべき事項の適用を受けている輸出業者の当該仕向地に輸出する当該貨物の輸出額がその仕向地に輸出されるその貨物と同種の貨物の総輸出額に対し相当の比率を占めている場合であつて、その協定又は組合員の遵守すべき事項をもつてし

該當する場合において、同項に規定する事由を除去するための措置として、当該仕向地に輸出する当該貨物の輸出取引における価格又は数量を定める通商産業省令を制定することが適切でないとき、ときは、通商産業省令で、輸出業者は、当該仕向地に当該貨物を輸出しようとするときは、その輸出取引における価格又は数量につき通商産業大臣の承認を受けなければならない。

ならないものとする。ことができる。但し、外國爲替及び外國貿易の管理に關し、昭和二十四年法律第二百二十八号（第四十八條第一項）の規定に基く政令の規定により通商産業大臣の輸出の承認を受けるべき特定の種類の貨物については、この限りでない。

3 前二項の通商産業省令による制限は、第五條第一項各号の一に掲げる事由を除去するため必要な最少限度のものでなければならぬ。

掲げる事由を除去することができなかつた場合において、当該事由を除去しなければ輸入取引の秩序の確立を著しく害し、又は輸入貿易の健全な発展に著しい支障を及ぼすおそれがあることを認めるときは、通商産業省令で、当該輸根拠から輸入する当該貨物の輸入取引における価格、品質その他の取引条件又は数量につき輸入業者の遵守すべき事項を定めることができる。

4 通商産業大臣は、第二項又は第三項の通商産業省令に違反した者に対し、一年以内の期間を限り、品目又は仕向地を定めて貨物の輸出を停止すべきことを命ずることができる。

該當する場合において、同項に規定する事由を除去するための措置として、当該船積地から輸入する当該貨物の輸入取引における価格又は数量を定める通商産業省令を制定することが適切でないと認め

(輸入船舶等に関する命令)  
第十九条の八 通商産業大臣は、第七条の二第一項の協定を締結し、又は第十九条の四第一項の組合員の遵守すべき事項の適用を受けている輸入業者の当該協定又は組合員の遵守すべき事項に係る船舶積換

るときは、通商産業省令で、輸入業者は、当該船舶地から当該貨物艀を輸入しようとするときは、その輸入取引における価格又は数量につき通商産業大臣の承認を受けなければならないものとすることが定められている。

その積揚地から輸入されるその貨物と同種の貨物の總輸入額に對し相當の比率を占めてゐる場合でもつて、その協定又は組合員の遵守すべき事項をもつてしてはその協定又は組合員の遵守すべき事項に係る第七條の二第二項各号の一に

3 前条第三項及び第四項の規定は、前二項の通商産業省令に準ずる。

第二十条を次のように改める。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外)

第二十条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和

十二年法律第五十四号)の規定は、第五條第一項若しくは第二項(第七條の二第二項、第十一條第三項又は第十九條の四第三項において準用する場合を含む。以下この章において同じ。)、第七條の二第一項、第十一條第二項又は第十九條の四第一項の認可を受けてする正当な行為には、適用しない。但し、左に掲げる場合は、この限りでない。

一 不公正な取引方法を用いるとき、又は事業者が不公正な取引方法に該當する行為をさせるようにするとき。

二 当該認可に係る貨物以外の貨物であつて、当該認可に係る貨物と同種又は類似のものの国内取引の一定分野における競争を實質的に制限するとき。

三 次条第六項の規定による公示があつた後一月を経過したとき。(同条第五項の請求に陪ひ、通商産業大臣が第六條(第七條の二第二項、第十一條第三項又は第十九條の四第三項において準用する場合を含む。以下この章において同じ。)の規定による処分をした場合を除く。)

第二十一條第一項中、「又は第十一條第二項を」と、第七條の二第二項、第十一條第二項又は第十九條の四第一項に改め、同条第四項中「第五條第一項」の下に若しくは第七條の二

第一項を加え、「同条第二項」を「第五條第二項」に改め、「第十一條第二項」の下に「若しくは第十九條の四」の第一項を、「遵守すべき事項」の下に「若しくは団体協約」を加え、「同条第三項」を「第十一條第三項又は第十九條の四第三項」に、「第五條第三項第一号又は第二号」を「第五條第三項第一号から第四号までの二」に、「第十一條第三項」を「第七條の第二項、第十一條第三項又は第十九條の四第三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 通商産業大臣は、第十九條の七第一項若しくは第二項又は第十九條の八第一項若しくは第二項の通商産業省令の制定又は改廃をしようとするときは、あらかじめ、公正取引委員会にその旨を通知しなければならない。

第二十一條に次の一項を加える。

6 公正取引委員会は、前項の規定による請求をしたときは、遅滞なく、その旨を官報に公示しなければならない。

第二十二條中「若しくは第二項、」の下に「第七條の第二項」を、「若しくは第十七條第二項」の下に「これらの各規定を第十九條の六において準用する場合を含む。以下この条において同じ。」若しくは第十九條の四第一項を加え、「若しくは第

11.  $\frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{4}$



十八条第一項の規定による処分をし  
ようとするときを、第十八条第一  
項(第十九条の六において準用する  
場合を含む。以下この章において同  
じ。)の規定による処分をし、若しく  
は第十九条の七第二項若しくは第二  
項若しくは第十九条の八第一項若し  
くは第二項の通商産業省令の制定若  
しくは改廃をしようとするとき、に  
改め、(当該処分の下に「若しくは  
通商産業省令」を加え、「又は第十七  
条第一項の認可」を若しくは第十七  
条第一項の認可又は第十八条第一項  
の規定による命令に「認可に係る」  
を「認可又は命令に係る」に改め、  
「輸出業者」の下に「又は輸入組合の  
所属員たる輸入業者」を加える。  
第二十三条から第二十九条までを  
次のように改める。

(輸出入取引審議会への諮問)

第二十三条 通商産業大臣は、第二  
条第四号若しくは第十九条の三の  
政令の制定若しくは改廃の立案を  
し、又は第十九条の七第一項若し  
くは第二項若しくは第十九条の八  
第一項若しくは第二項の通商産業  
省令の制定若しくは改廃をしよう  
とするときは、輸出入取引審議会  
に諮問しなければならない。  
第二十四条から第二十九条まで 削  
除

第三十二条中「輸出業者又は輸出  
組合」を「輸出業者、輸入業者、輸出  
組合、輸入組合、輸出業者及び貨物の

生産業者若しくは販売業者又は輸入  
する貨物の需要業者若しくは販売業  
者に改める。  
第六章第三十三条の前に次の一  
条を加える。  
第三十二条の二 輸出組合又は輸入  
組合の役員がいかなる名義をもつ  
てするを問はず、その輸出組合若  
しくは輸入組合の事業の範囲外に  
おいて、貸付をし、若しくは手形  
の割引をし、又は投機取引のため  
にその輸出組合若しくは輸入組合  
の財産を処分したときは、三年以  
下の懲役若しくは二十万円以下の  
罰金に処し、又はこれを併科す  
る。但し、刑法(明治四十年法律  
第四十五号)に正条がある場合  
は、同法による。  
第三十三条中「第四号第二項」の  
下に「又は第十九条の七第四項十九  
条の八第三項において準用する場合  
を含む。」を加える。  
第三十四条第一号中「第五号第一  
項」の下に「又は第七条の二第二項」  
を加え、「同項」を「これらの規定」に  
改め、同条第二号中「第五号第二項」  
の下に「(第七条の二第二項において  
準用する場合を含む。)」を加え、同  
条第三号中「第六号」の下に「第七  
条の二第三項において準用する場合  
を含む。」を加える。  
第三十五条中「輸出組合」の下に  
「又は輸入組合」を加え、同条第二  
号中「第十一号第二項」の下に「又は第  
三十一号第二項」の下に「又は第

十九条の四第一項」を加え、「同項に  
規定する組合員の遵守すべき事項を  
定めたときを」「これらの規定に規  
定する組合員の遵守すべき事項を定  
め、又は団体協約を締結したとき。」  
に改め、同条第二号及び第三号中  
「第十一号第三項」の下に「又は第十  
九条の四第三項」を加え、同条第四  
号中「第十八号第一項」の下に「(第十  
九条の六において準用する場合を含  
む。)」を加える。  
第三十六条第一号中「第十一号第  
三項」を「第七号の二第二項、第十  
一第三号又は第十九条の四第三項」  
に改め、同条第二号中「第十号第二  
項」の下に「(第十九条の六において  
準用する場合を含む。)」を加え、同  
条第三号を同条第四号とし、同条第  
二号の次に次の一号を加える。  
三 第十九条第一項(第十九条の  
六において準用する場合を含む。)  
において準用する中小企業  
等協同組合法第四号第三項又  
は第五号第二項の規定による  
検査を拒み、妨げ、又は忌避し  
た者  
第三十六号の次に次の一条を加え  
る。  
第三十六号の二 輸出組合又は輸入  
組合が第十九条第一項(第十九条の  
六において準用する場合を含む。)  
において準用する中小企業等  
協同組合法第六号の規定による  
命令に違反した場合には、その輸

出組合又は輸入組合の理事は、一  
万円以下の罰金に処する。  
第三十七号中「前四号」を「前五号」  
に改める。

附則

1 この法律の施行期日は、公布の  
日から起算して二月をこえない範  
囲内において政令で定める。  
2 登録税法(明治二十九年法律第  
二十七号)の一部を次のように改  
正する。  
第十九条第七号中「中小企業等  
協同組合」の下に「輸出組合、輸  
入組合」を、「中小企業等協同組合  
法」の下に「輸出入取引法」を  
加える。  
3 印紙税法(明治三十二年法律第  
五十四号)の一部を次のように改  
正する。  
第五号第六号中「又は住宅組合」  
の下に「輸出組合若しくは輸入組合」  
を加える。  
4 法人税法(昭和二十二年法律第  
二十八号)の一部を次のように改  
正する。  
第九号第六号中「中小企業等協  
同組合(企業組合を除く。)」の下  
に「輸出組合、輸入組合」を加え  
る。  
5 前項の規定による改正後の法人

税法第九号第六項の規定は、昭和  
二十八年八月一日以後終了する事  
業年度分の法人税から適用し、同  
日前に終了した事業年度分の法人  
税については、なお従前の例によ  
る。  
6 地方税法(昭和二十五年法律第  
二百二十六号)の一部を次のよう  
に改正する。  
第二百九十六号中「水産業協同  
組合法(昭和二十三年法律第二百  
四十二号)の下に「輸出入取引  
法(昭和二十七年法律第二百九十  
九号)」を加える。  
第三百四十八号第五項及び第七  
百四十三号第六号中「水産業協同  
組合法」の下に「輸出入取引法」  
を加える。  
第七百四十六号第二項第五号の  
次に次の一号を加える。  
五の二 輸出組合及び輸入組合  
通商産業省令設置法(昭和二十七  
年法律第二百七十五号)の一部を  
次のように改正する。  
第四条第一項中「第二十四号を次  
のように改める。  
二十四 輸出業者及び輸入業者  
の協定並びに輸出組合及び輸  
入組合の組合員の遵守すべ  
き事項及び団体協約を認可す  
ること

第二十五条第一項の表

| 輸出入協同<br>組合                                | 輸出入取引審<br>議会                |
|--------------------------------------------|-----------------------------|
| 輸出組合及び輸入組合<br>買付及び配分に関する重要<br>事項を調査審議すること。 | 輸出入取引に関する重要事項<br>を調査審議すること。 |

昭和二十八年七月二十八日 衆議院會議第三十号 昭和二十八年台風第二号による被害農家及び被害漁家に対する資金の融通に関する特別措置法案

通過審議会  
通過に關する政策及び計画に關する重要事項を調査審議すること。  
輸出入取引並びに輸入物資の買付及び配分に関する重要事項を調査審議すること。

に改める。

輸出取引法の一部を改正する法律案に対する修正案  
輸出取引法の一部を改正する法律案に対する修正

輸出取引法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。  
第十九条の三中「輸入組合の設立

が輸入取引の秩序の確立に寄与する」を当該貨物の輸入取引の秩序を確立するためには輸入組合の設立が必要やむを得ないに改める。

輸出取引法の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書  
(最終号の附録に掲載)

〔中村幸八君發言〕

○中村幸八君 たいだいま議題となりました輸出取引法の一部を改正する法律案について、通商産業委員会における審議の経過並びに結果を概略御報告申し上げます。

御承知のごとく、輸出取引法は昨年制定せられたものでありまして、不公正な輸出取引の防止をはかり、輸出取引の秩序を確立する必要上、輸出業者の協定または輸出組合の設立を認めて参つたのであります。しかるに、輸出取引

の面におきまして、輸出業者間の協定または輸出組合の活動のみをもつてしては、いまだ仕向國の不安を除き、かつ國內の輸出取引の秩序を確立するため不十分な場合が生じて参つておるのであります。他方、輸入取引の面におきまして、現行法にはこれに關し何らの規定がありませんので、この際過度の競争から嚴重な外貨を浪費する結果を考慮し、輸入業者の協定または輸入組合の設立を認める必要が生じて参つたのであります。以上が本法案を提案いたしました趣旨であります。

本案は、七月三日当委員会に付託せられ、翌四日政府委員より提案理由を聴取いたしましたのであります。七月十四日質疑に入り、十六日参考人を招き意見を聴取いたしました。その内容については會議録を御参照願います。

起えて七月二十八日、質疑終了後、日本社会党中崎俊君より各派共同提案をもつて修正案が提案されたのであります。引続き、討論を省略し、修正案並びに修正部分を除く原案について採決いたしましたところ、全一致であります。可決した次第であります。

右御報告申し上げます(拍手)

○副議長(原盛君) 採決いたしました。本案の委員長報告は修正を要りません。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり。

○副議長(原盛君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り決しました。

昭和二十八年台風第二号による被害農家及び被害漁家に対する資金の融通に関する特別措置法案(水害地緊急対策特別委員長提出)

○今村忠助君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、水害地緊急対策特別委員長提出、昭和二十八年台風第二号による被害農家及び被害漁家に対する資金の融通に関する特別措置法案は、委員会の審査を省略してこの際これを上程し、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(原盛君) 今村君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり。

○副議長(原盛君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられます。昭和二十八年台風第二号による被害農家及び被害漁家に対する資金の融通に関する特別措置法案を議題といたします。提出者の趣旨を明瞭に申し上げます。水害地緊急対策特別委員長提出、

昭和二十八年台風第二号による被害農家及び被害漁家に対する資金の融通に関する特別措置法案

被害農家及び被害漁家に対する資金の融通に関する特別措置法案  
昭和二十八年台風第二号による被害農家及び被害漁家に対する資金の融通に関する特別措置法

(この法律の目的)  
第一条 この法律は、昭和二十八年台風第二号(五月下旬から六月中旬までの間の長雨を含む。以下同じ)による農作物の被害によつて損失を受けた農業者及び漁業者に對する資金の融通を円滑にする措置を講じて、その経営の安定に資することを目的とする。

(定義)  
第二条 この法律において「被害農家」とは、妻、またはその他政令で定める農作物を栽培している農業者であつて、昭和二十八年台風第二号による当該農作物の減収がその平年における収穫量の百分の三十以上である旨の市町村長(全部事務組合又は後援事務組合のある地にあつては組合管理者。以下次項において同じ)の認定を受けたものをいい、「被害漁家」とは、魚類又は貝類を養殖する者その他政令で定める漁業者であつて、昭和二十八年台風第二号による当該魚類若しくは貝類又は政令で定める水産物の損失がその平年における生産量の百分の三十以上である旨の

市町村長の認定を受けたものをいう。

2 この法律において「貸付資金」とは、農業協同組合、漁業協同組合又は金融機關が、被害農家又は被害漁家に對し、肥料、資材等の購入資金その他農業經營に必要な資金又は雇員、雇船その他漁業經營に必要な資金として、市町村長が認定する損失額を基準として政令の定めるところにより算出される額の範囲内において、償還期限三年以内及び利率年六分五厘以内の条件で昭和二十八年十月三十一日までに貸し付けるものをいう。

(国庫補助)  
第三条 政府は、都道府県に對し、予算の範囲内で左に掲げる経費の全部又は一部を補助する。

一 都道府県が、農業協同組合、漁業協同組合その他の金融機關との契約により、当該金融機關に對しその貸し付けた資金(農業協同組合又は漁業協同組合が農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会又は農林中央金庫から借り入れた資金をもつて貸し付けられたものを除く。第三号、第五号及び第七号において同じ)につき利子補給を行う場合における当該利子補給に要する経費

合会、漁業協同組合連合会又は農林中央金庫との契約により、当該農協同組合連合会、漁業協同組合連合会又は農林中央金庫が、當農協同組合連合会又は農林中央金庫に貸し付けようとする農協同組合連合会又は農林中央金庫に貸し付けた資金に充てたるために貸し付けた資金につき、当該農協同組合連合会、漁業協同組合連合会又は農林中央金庫に對し利子補給を行う場合における當該利子補給に要する経費

三 市町村が、農協同組合連合会、漁業協同組合連合会、農林中央金庫との契約により、当該農協同組合連合会、漁業協同組合連合会又は農林中央金庫に貸し付けようとする農協同組合連合会又は農林中央金庫に貸し付けた資金に充てたるために貸し付けた資金につき、当該農協同組合連合会、漁業協同組合連合会又は農林中央金庫に對し利子補給を行う場合における當該利子補給に要する経費

四 市町村が、農協同組合連合会、漁業協同組合連合会、農林中央金庫との契約により、当該農協同組合連合会、漁業協同組合連合会又は農林中央金庫に貸し付けようとする農協同組合連合会又は農林中央金庫に貸し付けた資金に充てたるために貸し付けた資金につき、当該農協同組合連合会、漁業協同組合連合会又は農林中央金庫に對し利子補給を行う場合における當該利子補給に要する経費

五 都道府県が、農協同組合連合会、漁業協同組合連合会、農林中央金庫との契約により、当該農協同組合連合会、漁業協同組合連合会又は農林中央金庫に貸し付けようとする農協同組合連合会又は農林中央金庫に貸し付けた資金に充てたるために貸し付けた資金につき、当該農協同組合連合会、漁業協同組合連合会又は農林中央金庫に對し利子補給を行う場合における當該利子補給に要する経費

六 都道府県が、農協同組合連合会、漁業協同組合連合会、農林中央金庫との契約により、当該農協同組合連合会、漁業協同組合連合会又は農林中央金庫に貸し付けようとする農協同組合連合会又は農林中央金庫に貸し付けた資金に充てたるために貸し付けた資金につき、当該農協同組合連合会、漁業協同組合連合会又は農林中央金庫に對し利子補給を行う場合における當該利子補給に要する経費

七 市町村が、農協同組合連合会、漁業協同組合連合会、農林中央金庫との契約により、当該農協同組合連合会、漁業協同組合連合会又は農林中央金庫に貸し付けようとする農協同組合連合会又は農林中央金庫に貸し付けた資金に充てたるために貸し付けた資金につき、当該農協同組合連合会、漁業協同組合連合会又は農林中央金庫に對し利子補給を行う場合における當該利子補給に要する経費

八 市町村が、農協同組合連合会、漁業協同組合連合会、農林中央金庫との契約により、当該農協同組合連合会、漁業協同組合連合会又は農林中央金庫に貸し付けようとする農協同組合連合会又は農林中央金庫に貸し付けた資金に充てたるために貸し付けた資金につき、当該農協同組合連合会、漁業協同組合連合会又は農林中央金庫に對し利子補給を行う場合における當該利子補給に要する経費

林中央金庫との契約により、当該農協同組合連合会、漁業協同組合連合会、農林中央金庫に貸し付けようとする農協同組合連合会又は農林中央金庫に貸し付けた資金に充てたるために貸し付けた資金につき、当該農協同組合連合会、漁業協同組合連合会又は農林中央金庫に對し利子補給を行う場合における當該利子補給に要する経費

二 農協同組合連合会、漁業協同組合連合会、農林中央金庫との契約により、当該農協同組合連合会、漁業協同組合連合会又は農林中央金庫に貸し付けようとする農協同組合連合会又は農林中央金庫に貸し付けた資金に充てたるために貸し付けた資金につき、当該農協同組合連合会、漁業協同組合連合会又は農林中央金庫に對し利子補給を行う場合における當該利子補給に要する経費

三 市町村が、農協同組合連合会、漁業協同組合連合会、農林中央金庫との契約により、当該農協同組合連合会、漁業協同組合連合会又は農林中央金庫に貸し付けようとする農協同組合連合会又は農林中央金庫に貸し付けた資金に充てたるために貸し付けた資金につき、当該農協同組合連合会、漁業協同組合連合会又は農林中央金庫に對し利子補給を行う場合における當該利子補給に要する経費

四 市町村が、農協同組合連合会、漁業協同組合連合会、農林中央金庫との契約により、当該農協同組合連合会、漁業協同組合連合会又は農林中央金庫に貸し付けようとする農協同組合連合会又は農林中央金庫に貸し付けた資金に充てたるために貸し付けた資金につき、当該農協同組合連合会、漁業協同組合連合会又は農林中央金庫に對し利子補給を行う場合における當該利子補給に要する経費

五 都道府県が、農協同組合連合会、漁業協同組合連合会、農林中央金庫との契約により、当該農協同組合連合会、漁業協同組合連合会又は農林中央金庫に貸し付けようとする農協同組合連合会又は農林中央金庫に貸し付けた資金に充てたるために貸し付けた資金につき、当該農協同組合連合会、漁業協同組合連合会又は農林中央金庫に對し利子補給を行う場合における當該利子補給に要する経費

六 都道府県が、農協同組合連合会、漁業協同組合連合会、農林中央金庫との契約により、当該農協同組合連合会、漁業協同組合連合会又は農林中央金庫に貸し付けようとする農協同組合連合会又は農林中央金庫に貸し付けた資金に充てたるために貸し付けた資金につき、当該農協同組合連合会、漁業協同組合連合会又は農林中央金庫に對し利子補給を行う場合における當該利子補給に要する経費

七 市町村が、農協同組合連合会、漁業協同組合連合会、農林中央金庫との契約により、当該農協同組合連合会、漁業協同組合連合会又は農林中央金庫に貸し付けようとする農協同組合連合会又は農林中央金庫に貸し付けた資金に充てたるために貸し付けた資金につき、当該農協同組合連合会、漁業協同組合連合会又は農林中央金庫に對し利子補給を行う場合における當該利子補給に要する経費

八 市町村が、農協同組合連合会、漁業協同組合連合会、農林中央金庫との契約により、当該農協同組合連合会、漁業協同組合連合会又は農林中央金庫に貸し付けようとする農協同組合連合会又は農林中央金庫に貸し付けた資金に充てたるために貸し付けた資金につき、当該農協同組合連合会、漁業協同組合連合会又は農林中央金庫に對し利子補給を行う場合における當該利子補給に要する経費

い損失のてん補に充當し、なお残額があるときは、当該契約により都道府県又は市町村から受けた損失補償の金額に達するまでの金額を当該都道府県又は市町村に納付しなければならぬ。

三 第一項第五号から第八号までの損失は、融資元本の償還期限到来後三月を経過してなお元本又は利子（政令で定める遅延利子を含む。）の全部又は一部が回収されなかつた場合におけるその回収されなかつた金額とする。

四 前条第一項の規定により政府が都道府県に對し補助する場合における當該補助に際する同項各号の當農協同組合連合会、漁業協同組合連合会、農林中央金庫の總額は、四十五億円を限度とする。

五 前条第一項の規定により政府が都道府県に對し交付する補助金は、同項第一号から第四号までの経費については、當該利子補給額の二分の一に相當する額又は當該利子補給の対象となつた貸付金の總額に於て年二分五厘（政令で定める場合は年三分）の割合で計算した額のいずれか低い額の範囲内とし、同項第五号から第八号までの経費については、當該損失補償額の二分の一に相當する額又は當該損失補償の対象となつた貸付金の總額の百分の二十に相當する額のいずれか低い額の範囲内とする。

（政府への納付金）

第五條 第三條第一項の規定により補助金の交付を受けた都道府県は、融資機関から同条第二項第二号の契約事項による納付金を受けるときは、その一部を政府から補助を受けた割合に應じて政府に納付しなければならない。

六 第三條第一項の規定により補助金の交付を受けた都道府県は、当該都道府県から補助金の交付を受けた市町村が融資機関から同条第二項第二号の契約事項によつて納付金を受けたときは、その全部又は一部を当該市町村が都道府県から補助を受けた割合に應じて当該市町村から納付させ、その納付金の全部又は一部を政府から補助を受けた割合に應じて政府に納付しなければならない。

七 補助金の切扱又は返還（補助金の切扱又は返還）

第六條 政府は、都道府県若しくはその補助を受けた市町村がこの法律又はこの法律に基く命令に違反したとき、又は当該都道府県若しくは市町村と第三條第一項各号の契約を結んだ融資機関が同条第二項各号の契約事項に違反したときは、当該都道府県に對し交付すべき補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

昭和二十八年七月二十八日 衆議院會議第三十号 議長の報告

農業共済組合の業務の特例

第七号 農業共済組合は、農業共済基金法 昭和二十七年法律第二十号の第二号の第一項及び第三十三号の特別規定に依り、政府の定めるところにより、農林大臣の指定する農業共済組合連合会に対し、当該連合会が昭和二十八年台風第二号に因るなれの共済に係る保険金の支払に關して必要とする資金の貸付を行うことができる。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

【村上勇君登壇】

○村上勇君 ただいま上程になりました昭和二十八年台風第二号による被害農家及び被害漁家に対する資金の融通に關する特別措置法案の提案理由を御説明申し上げます。

去る六月の台風第二号及び五月下旬から六月中旬までの間の長雨による被害は、その程度が激甚であり、またその及ぶところも西日本約三府縣にわたる広汎なものであり、被害を受けた農家及び漁家の損失もきわめて大きいのであります。水害地緊急対策特別委員会は、この事態に処すべき対策につき、きわめて熱心に審議を重ねましたが、その結果、被害農家及び漁家が今後その経営を維持するため必要とする経営資金が田沼かつ低利

で融通せられるための措置を講じ、もつて被害農家及び漁家の経営の安定をはかる目的をもつて、ここに本案を提案するに至つたのであります。本法律案の施行に必要な経費につきましても、政府において予算上の措置を講じ、なおまた被害農家の購入する種子、肥料等の購入費、種苗の輸送費、網漁具防費等に對する助成を行ふことと相なつたのであります。

次に、本案の内容の概要を御説明申し上げます。第一は、農林中央金庫、府縣信連、農業協同組合その他の金融機関が被害農家に対して経営資金を融通する場合に、その金融機関に対して都道府縣及び市町村が利子補給及び損失補償を行ふ経費の一部を国庫から助成する措置であります。すなわち、今次の台風等の被害により、平生生産量に比し三割以上の被害を受けた農家に対し、金融機関が期限三年以内、年利六分五厘以内の金利で経営資金を貸し付け、その金融機関に対し府縣または市町村が年五分以内、政令で定める場合は六分以内の利子補給、及び融通額に對し四割以内の損失補償を行つた場合に、国が、融資総額四十五億円の範囲内において、当該利子補給金または損失補償額の二分の一を府縣に對して補助しようとするものであります。第二は、農業共済基金の業務の特例を設ける措置であります。すなわち、農業共済基金は、農林大臣の指定

する農業共済組合連合会に対し、当該連合会が台風第二号等によるなれの共済にかゝる保険金の支払いに關して必要とする資金の貸付をなすことができるとし、よつて必要とするものであります。

本案の起草については、水害地緊急対策特別委員会において西日本水害地対策に關する小委員会が検討を進めることに決定し、同小委員会は、数回にわたつて公議を開き、鋭意協議を重ねました結果、以上御説明いたしました通りの結論に達したので、これが本日委員会に報告があり、本委員会において全会一致をもつて小委員会案の通り決定し、これを委員会提出の法律案として提出いたしました次第であります。

以上、簡単にありますが、本案の提案理由を御説明申し上げます。何とぞ議員各位御賛成あらんことをお願い申し上げます。以上申し上げます。御賛成を申し上げます。採決いたします。

○議長(原龍男) 採決いたします。

○議長(原龍男) 御異議なしと認め、よつて本案は可決いたしました。

明二十九日に定刻より特に本會議を開きます。本日はこれにて散会いたします。午後三時四十分散会

出席國務大臣

外務大臣 岡崎 勝男  
厚生大臣 山縣 廣見  
農林大臣 保利 茂君  
運輸大臣 石井光次郎君  
建設大臣 日坂一雄君  
建設府委員  
内閣府府長官 福永 健司君  
厚生省府長官 久下 勤次君  
農林省府長官 藤田 弘作君  
通商産業省府長官 古池 信三君  
建設省府長官 南 好雄君

閣議を省略した報告

一、昨二十七日閣會において承認することと議決した次の件を内閣に送付し、その旨參議院に通知した。

千九百二十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、及び千九百三十四年六月二日にロンドンで修正された貨物の原產地證明書の防止に關する千八百九十九年四月十四日のマドリッド協定への加入について承認を求めるの件

一、昨二十七日次の法律の公布を奏上し、その旨參議院に通知した。

農業災害補償法の一部を改正する法律  
農工會議所法  
中小企業金融公庫法  
塩業組合法  
相続税法の一部を改正する法律

鉄道債券及び電信電話債券に係る債務の保証に關する法律

酒税の保全及び酒類業組合等に關する法律の一部を改正する法律

教育職員免許法及び教育職員免許法施行法の二部を改正する法律

市町村立学校給食給費負担法の一部を改正する法律

地方財政法の一部を改正する法律

日本國に駐留するアメリカ合衆國軍隊の行為に關する特別損失の補償に關する法律

漁船損害補償法の一部を改正する法律

公衆電話通話法

有線電話通話法

有線電信通話法及び公衆電信通話法施行法

國有財産法等の一部を改正する法律

一、昨二十七日本院農林部市國有財産處理審議会委員に福島正雄君、荒井誠一郎君、野村秀雄君、堀越三君及び山田義見君を任命することに同意した旨參議院に通知した。

一、昨二十七日河井參議院議長から農林省長宛、參議院は國家公安委員に高野敏雄君を任命することに同意した旨の通知書を受領した。

よつて閣議院は右の通り同意した旨内閣に通知し、その旨參議院に通知した。

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| <p>一、昨二十七日河井参議院議長から堤議長宛、参議院は旧軍港国有財産処理審議会委員に福島正雄君、荒井誠一郎君、野村秀雄君、堀越恒三君及び山田義見君を任命することに同意した旨の通知書を受領した。</p> <p>よつて同議院は右の通り同意した旨内閣に通知し、その旨参議院に通知した。</p> <p>一、昨二十七日堤議長は吉田内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。</p> <p>閣連庁長官 福島領太郎</p> <p>運輸省航空局長 荒木茂久二</p> <p>一、昨二十七日常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。</p> <p>地方行政委員会</p> <p>理事 熊谷 憲二君(理事富田健治君去る二十一日委員辞任につきその補欠)</p> <p>理事 西村 力弥君(理事西村力弥君去る二十三日委員辞任につきその補欠)</p> <p>理事 松永 東君(理事山村新治郎君去る六月二十九日委員辞任につきその補欠)</p> <p>文部委員会</p> <p>理事 田中 久雄君(理事田中久雄君去る二十五日委員辞任につきその補欠)</p> |  | <p>郵政委員会</p> <p>理事 濱地 文平君(理事濱地文平君去る二十日委員辞任につきその補欠)</p> <p>一、昨二十七日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。</p> <p>内閣委員</p> <p>永田 良吉君 松永 佛骨君</p> <p>人事委員</p> <p>田中 久雄君 三鍋 義三君</p> <p>森 三樹二君 三浦 一雄君</p> <p>地方行政委員</p> <p>法務委員</p> <p>金光 庸夫君 福井 勇君</p> <p>鈴木 幹雄君</p> <p>外務委員</p> <p>牧野 寛泰君 田嶋 好文君</p> <p>野田 卯一君 三和 精一君</p> <p>岡田 勢二君 穂積 七郎君</p> <p>和田 博雄君 岡 良一君</p> <p>中村 高一君 淡谷 悠蔵君</p> <p>福田 昌子君 小平 忠君</p> <p>大蔵委員</p> <p>井上 良二君 山口シヅエ君</p> <p>文部委員</p> <p>尾関 義一君 青木 正君</p> <p>館林三喜男君</p> <p>厚生委員</p> <p>高橋 等君 松永 佛骨君</p> <p>山口六郎次君 長谷川 保君</p> <p>萩元たけ子君 伊瀬幸太郎君</p> <p>倉石 忠雄君 永田 良吉君</p> |  | <p>夏堀源三郎君 福田 昌子君</p> <p>和田 博雄君</p> <p>水産委員</p> <p>夏堀源三郎君 赤路 友蔵君</p> <p>淡谷 悠蔵君 辻 文雄君</p> <p>高橋 等君 穂積 七郎君</p> <p>通商産業委員</p> <p>加藤 清二君 山口シヅエ君</p> <p>伊瀬卯四郎君</p> <p>運輸委員</p> <p>青木 正君 高橋圓三郎君</p> <p>木原津與志君 松原喜之次君</p> <p>尾関 義一君</p> <p>労働委員</p> <p>倉石 忠雄君 川崎 秀三君</p> <p>山口六郎次君</p> <p>建設委員</p> <p>石山 權作君 杉山元治郎君</p> <p>予算委員</p> <p>福田 昌子君 八木 一男君</p> <p>小平 忠君 始関 伊平君</p> <p>中村 高一君</p> <p>決算委員</p> <p>中村 マサ君</p> <p>議院運営委員</p> <p>中 助松君</p> <p>一、昨二十七日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。</p> <p>内閣委員</p> <p>松永 佛骨君 永田 良吉君</p> <p>人事委員</p> <p>館林三喜男君 石山 權作君</p> <p>加藤 清二君 鈴木 幹雄君</p> <p>地方行政委員</p> |  | <p>法務委員</p> <p>牧野 寛泰君 田嶋 好文君</p> <p>三浦 一雄君</p> <p>外務委員</p> <p>金光 庸夫君 福井 勇君</p> <p>高橋圓三郎君 中山 マサ君</p> <p>川崎 秀三君 淡谷 悠蔵君</p> <p>福田 昌子君 辻 文雄君</p> <p>小平 忠君 穂積 七郎君</p> <p>和田 博雄君 中村 高一君</p> <p>大蔵委員</p> <p>山口シヅエ君 伊瀬卯四郎君</p> <p>文部委員</p> <p>青木 正君 尾関 義一君</p> <p>田中 久雄君</p> <p>厚生委員</p> <p>夏堀源三郎君 永田 良吉君</p> <p>倉石 忠雄君 八木 一男君</p> <p>福田 昌子君 杉山元治郎君</p> <p>山口六郎次君 松永 佛骨君</p> <p>高橋 等君 和田 博雄君</p> <p>福田 昌子君</p> <p>水産委員</p> <p>高橋 等君 松原喜之次君</p> <p>穂積 七郎君 岡 良一君</p> <p>夏堀源三郎君 淡谷 悠蔵君</p> <p>通商産業委員</p> <p>森 三樹二君 井上 良二君</p> <p>山口シヅエ君</p> <p>運輸委員</p> <p>尾関 義一君 野田 卯一君</p> <p>三鍋 義三君 赤路 友蔵君</p> |  | <p>青木 正君</p> <p>労働委員</p> <p>山口六郎次君 岡田 勢二君</p> <p>倉石 忠雄君</p> <p>建設委員</p> <p>木原津與志君 伊瀬幸太郎君</p> <p>予算委員</p> <p>三木 武吉君 萩元たけ子君</p> <p>長谷川 保君 中村 高一君</p> <p>小平 忠君</p> <p>決算委員</p> <p>三和 精一君</p> <p>議院運営委員</p> <p>中川 俊思君</p> <p>一、去る二十六日水害地緊急対策特別委員会において、次の通り理事を補欠選任した。</p> <p>理事 佐藤康次郎君(理事加藤常太郎君去る二十四日委員辞任につきその補欠)</p> <p>一、昨二十七日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。</p> <p>行政監察特別委員 矢尾重太郎君</p> <p>水害地緊急対策特別委員</p> <p>上塚 司君 足鹿 覺君</p> <p>一、昨二十七日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。</p> <p>行政監察特別委員 菊川 忠雄君</p> <p>水害地緊急対策特別委員</p> <p>松野 頼三君 田中義之雄君</p> <p>一、昨二十七日議員から提出した議案は次の通りである。</p> <p>日中貿易促進議案(中井一夫君外六十二名提出)</p> |  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|



昭和二十八年七月二十八日 衆議院會議録第三十号 議長の報告

一、昨二十七日委員会に付託された議案は次の通りである。  
 石川県内灘村海岸を試射場として強制使用することに反対する決議案（山田長司君外百三十六名提出、決議第六号）  
 社会保険の最低基準に関する条約の批准促進に関する決議案（岡良一君外六十一名提出、決議第二号）  
 以上二件 外務委員会 付託  
 昭和二十八年産米穀についての超過供出奨励金等に対する所得税の臨時特例に関する法律案（内藤友明君外二十四名提出、衆法第四三三号）  
 大蔵委員会 付託  
 畑地農業改良促進法案（金井重郎君外二十四名提出、衆法第四六六号）  
 現業衛生全額国家補償に関する決議案（古岸貞雄君外七十名提出、決議第四号）  
 以上二件 農林委員会 付託  
 一、昨二十七日参議院に送付した条約は次の通りである。  
 日本国とフィリピン共和国との間の沈没船舶引揚に関する中間賠償協定の締結について承認を求めるの件  
 一、昨二十七日参議院に送付した本院提出案は次の通りである。  
 木材防腐特別措置法案  
 公職選挙法の一部を改正する法律案

一、昨二十七日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。  
 刑事訴訟法の一部を改正する法律案  
 青年学級振興法案  
 武器等製造法案  
 厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案  
 一、昨二十七日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。  
 昭和二十八年産米穀についての超過供出奨励金等に対する所得税の臨時特例に関する法律案（内藤友明君外二十四名提出）  
 一、昨二十七日参議院から回付された内閣提出案は次の通りである。  
 行政管理局設置法の一部を改正する法律案  
 一、昨二十七日参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。  
 歯科医師法の一部を改正する法律案  
 一、昨二十七日参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。  
 国有財産法等の一部を改正する法律案  
 一、昨二十七日参議院において、次の件を議決した旨の通知書を受領した。

千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日に（ヘグで、及び千九百三十四年六月二日にロンドンで修正された貨物の原産地産物表示の防止に関する千八百九十一年四月十四日のマドリッド協定への加入について承認を求めるの件）  
 一、昨二十七日参議院において、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。  
 商工會議所法案  
 一、昨二十七日参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。  
 中小企業金融公庫法案  
 塩業組合法案  
 相続税法の一部を改正する法律案  
 鉄道債券及び電信電話債券等に係る債務の保証に関する法律案  
 酒税の保全及び酒類組合等に関する法律の一部を改正する法律案  
 教育職員免許法及び教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案  
 市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案  
 地方財政法の一部を改正する法律案  
 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に関する法律案  
 漁船損害補償法の一部を改正する法律案  
 公衆電気通信法案  
 有線電気通信法案  
 有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法案  
 一、昨二十七日参議院において、本院から送付した次の議案を可決した旨の通知書を受領した。  
 農業災害補償法の一部を改正する法律案  
 衆議院協議会成案  
 一、昨二十七日議員から次の議案を撤回する旨の申出があつた。  
 在日米軍演習場の強制使用反対決議案（後沼次郎君外六十四名提出）  
 石川県内灘村海岸、長野県浅間山ろく、群馬県妙義山ろく及び和歌山県大島を米軍に使用せしめることに反対する決議案（武蔵運十郎君外七十名提出）  
 一、今二十八日委員長から提出した議案は次の通りである。  
 昭和二十八年台風第二号による被害農家及び被害漁家に対する資金の融通に関する特別措置法案（永井地樂急対策特別委員長提出）

一、去る十七日内閣から次の答弁書を受領した。  
 衆議院議員並木芳雄君提出駐留軍に勤務する警備員に関する質問に対する答弁書  
 衆議院議員天野公義君提出西新井橋、江北橋、堀切橋の建設に関する再質問に対する答弁書  
 衆議院議員天野公義君提出不良住宅改良に関する質問に対する答弁書  
 衆議院議員天野公義君提出同島電話局設置に関する質問に対する答弁書  
 衆議院議員天野公義君提出江東地区治水根本対策に関する質問に対する答弁書  
 衆議院議員天野公義君提出金町駅、新小岩駅間客車運行に関する質問に対する答弁書  
 衆議院議員天野公義君提出利根川の治水対策に関する質問に対する答弁書  
 衆議院議員天野公義君提出東京都内幹線放射第十四号線に関する質問に対する答弁書  
 駐留軍に勤務する警備員に関する質問主意書  
 一 最近、福岡県芦屋キャンツで日本人警備員が、職務上死して殺人未遂の訴追を受けているとの報

道があるが、その事実を知りた

一 さきに同じようなケースが東京  
都横田基地でも起つたことがある  
が、この結果はどうなつたか知り  
たい。

一 いずれの場合でも、警備員とし  
ては、主観的には職務のためと思  
つてたのではないかと推定され  
るが、これにもかかわらず即に関  
われるとなると警備員として当惑  
せざるを得ないであろう。日本人  
警備員に銃砲などを所持させるこ  
とは、法律上はつきりしたのであ  
るかどうか。行政協定に基く日米  
合同委員会では、どのようにきめ  
られたのか明確にしてほしい。  
右質問する。

昭和二十八年七月十七日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 堤康次郎殿

衆議院議員並木芳雄君提出駐留軍に  
勤務する警備員に関する質問に対し  
別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員並木芳雄君提出駐留  
軍に勤務する警備員に関する質  
問に対する答弁書  
一 芦屋米軍射撃場日本人警備員の  
死傷事件の事実

昭和二十八年七月二十八日 衆議院会議録第三十号 議長報告

国警本部の調査によれば、五月  
二十五日午後六時頃、福岡県遠賀  
郡岡垣村芦屋米軍射撃場内におい  
て、同村居住人夫島中辰巳(二〇  
年)等約二十名が許可なく立ち入  
り、襲きようし、島中、米軍警  
備員山路三九(一九年)に発見され、  
他の者とともに逃走したが島中の  
み逃げおくれ、施設内の凹地に落  
伏しておるところを再び発見せら  
れ、再三停止を命ぜられたるにか  
がわらず、逃走を企てたので、山  
路警備員はこれを追跡し、後方約  
六米のところから所持せるカービ  
ン銃を二発発射し、一弾が島中の  
右肩を貫通し、全治一箇月下腿  
部切断を要する傷害を与えた。

加害者山路は、米軍より日本側  
警察に引き渡され、同月三十一日  
殺人未遂容疑をもつて福岡地検小  
倉支部に身柄とともに送致せられ  
た。  
一方、被害者島中は、退院後刑  
事特別法違反並びに窃盗未遂容疑  
で送検せられる予定である。  
当初米軍側は、本事故は職務執  
行中の過失傷害であらうと弁護し  
ていたが、検察当局は更迭検察等  
により射撃とは認め難いとの見解  
をとっている。

なお、調達庁の調査によれば、  
被害者より行政協定第十八条三項  
による損害賠償の請求はいまだ提  
起せられていない趣である。  
二 横田米軍宿舎日本人警備員の射  
殺事件の結果

国警本部の調査によれば、昭和  
二十七年十月十九日午前三時三十  
分頃、東京都西多摩郡福生町横田  
米軍宿舎附近において、日本人警  
備員沖倉義広(二七年)が右宿舎を  
覗見していた同町居住人半田友幸  
(二〇年)を誰何尋問したところ逃  
走したのでこれを追跡発砲して射  
殺した。

所轄警察署で沖倉警備員を緊急  
逮捕して取り調べようとしたこ  
ろ、米軍側から同人の行為は正当  
であるとして釈放方を要求したが、  
十一月九日沖倉は東京地検入主手  
支部に傷害致死容疑で起訴せら  
れ、引き続き公判係属中である。

なお、調達庁の調査によれば、  
被害者の遺族から行政協定第十八  
条による損害賠償の請求がなされ  
たが、二十八年一月二十八日米軍  
側より別途に見舞金二十万円が支  
払われ示談解決した。  
三 昭和二十七年十二月三十日に開  
催せられた第三十四回日米合同委

員会において、日本人警備員に関  
する取極を行つた。その内容は米  
軍による武装警備員の雇傭は米軍  
が使用中の施設、区域内で必要最  
少限度にとどめ、武器の使用は、  
日本国刑法第三十六条第一項の正  
当防衛及び同法第三十七条第一項  
の緊急避難に該当する事態が発生  
した場合に限られ、且つ、武器の  
取扱に関しては米軍当局が責任を  
もつて取り締まることになつてい  
る。

前述の二事例においては警備員が  
何れも正当防衛、緊急避難の範囲を  
逸脱して発砲したと認められたの  
で、日本側警察により逮捕せられた  
ものである。  
右答弁する。

西新井橋、江北橋、堀切橋の建  
設に関する再質問主意書

内閣衆議第一号の政府答弁によ  
れば、西新井橋、江北橋、堀切橋の  
三橋は、いずれも五百メートルをこ  
える長大橋ゆえ、財政的に架橋は困  
難であるとのことであるが、これら  
三橋はいずれも寿命のきた木橋であ  
る上に幅員も狭く、現下の大型トラ  
ック、大型バスの交差する状況にお  
いてはきわめて危険である。増水を  
みる場合には、なお一層の危険が伴

うことは当然予想されるところであ  
る。しかも三橋を一橋ずつ三年が  
かりで永久橋とするも約十箇年を要す  
るのであつて、かかる場合において  
さそその耐久力には信頼をおくこと  
はできない。

二十七年には都において西新井  
橋に七十八万八千円を支出し、地質  
を調査したが、その結果はどうであ  
るか。二十八年においては東京都  
においては西新井橋改築予算一千五  
百万円、堀切橋補修費四百万円を支  
出しようとしているが、これら改  
築、補修に対する政府の見解、及び  
三橋を永久橋とすることについての  
政府の見解如何。  
右再質問する。

昭和二十八年七月十七日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 堤康次郎殿

衆議院議員天野公義君提出西新井  
橋、江北橋、堀切橋の建設に関する  
再質問に対し、別紙答弁書を送付す  
る。

〔別紙〕

衆議院議員天野公義君提出西新  
井橋、江北橋、堀切橋の建設に  
関する再質問に対する答弁書  
西新井、江北、堀切の三橋につい  
ては、それぞれ巨額の建設費を要す  
るため本年度国庫補助による架換は

昭和二十八年七月二十八日 衆議院會議録第三十号 議長の報告

予算の関係で困難であるが、今般道路整備費の財源等に関する臨時措置法が成立したので、この法律に基づき昭和二十九年年度以降昭和三十三年年度に至る「道路整備五箇年計画」を樹立して実施することにしたから、本計画に基づき逐次実施するよう努力したい。すなわち道路整備五箇年計画の樹立に当たっては、各都道府県から計画要領書を徴するから、右の橋梁整備についても同様東京都から架設計画が提出されることになると思われるので、計画の提出をまつて検討の上、昭和二十九年年度から一定計画にもつて着工したい。但し、三橋全部を五箇年計画で着工することは、予算の関係上不可能と考えられるから三橋の現状経済効果等の調査をまつて緊急度の大きいものから実施することにした。

なお、東京都が実施した西新井橋の地質調査の結果は、別添報告書の通り地下四〇―五〇米まで粘土質という良好な結果が報告されているので、相当工費の増大をきたすものと思われる。又本年度東京都が計上した西新井橋の予算千五百万円は、本年度において国庫補助を希望し、国庫補助事業として採択された場合の都負担分として計上したものである。

堀切橋の補修費四百万円は、都単独事業予算で本年度において補強工事を実施するものである。

右答へする。

|                          |                                        |                                     |      |     |        |     |      |      |      |      |      |      |      |
|--------------------------|----------------------------------------|-------------------------------------|------|-----|--------|-----|------|------|------|------|------|------|------|
| 東京都建設局―西新井橋地質調査依頼土質試験報告書 |                                        |                                     |      |     |        |     |      |      |      |      |      |      |      |
| 日本大学地質実験室                |                                        |                                     |      |     |        |     |      |      |      |      |      |      |      |
| 一                        | 試験料                                    | 日本地下開発株式会社採取試験料                     |      |     |        |     |      |      |      |      |      |      |      |
|                          | 第一号試験料は相模川の気味あり                        |                                     |      |     |        |     |      |      |      |      |      |      |      |
|                          | 第二号、第三号、第四号は供試体採取集には撈乱部の切削を行った。        |                                     |      |     |        |     |      |      |      |      |      |      |      |
| 二                        | 剪断試験                                   | 剪断試験は三軸圧縮試験により実施した。                 |      |     |        |     |      |      |      |      |      |      |      |
|                          | 一部砂質の撈乱れると思われるものは直接剪断を実施三軸圧縮試験結果と照合した。 |                                     |      |     |        |     |      |      |      |      |      |      |      |
| 三                        | 見掛比重                                   | 採取試験より直接測定せるものを三軸圧縮試験供試体のもので修正照合した。 |      |     |        |     |      |      |      |      |      |      |      |
| 四                        | 含水比                                    | J・I・S 一一〇三により測定                     |      |     |        |     |      |      |      |      |      |      |      |
| 五                        | 粒度分析                                   | J・I・S 一一〇四により測定                     |      |     |        |     |      |      |      |      |      |      |      |
| 六                        | 塑性限界液性限界                               | J・I・S 一一〇六により測定                     |      |     |        |     |      |      |      |      |      |      |      |
| 七                        | 真比重                                    | J・I・S 一一〇二により測定                     |      |     |        |     |      |      |      |      |      |      |      |
| 八                        | 圧縮試験                                   | 基礎底部の軟弱試験につき、圧縮試験実施                 |      |     |        |     |      |      |      |      |      |      |      |
| 試験結果                     |                                        |                                     |      |     |        |     |      |      |      |      |      |      |      |
| I 試験結果                   |                                        |                                     |      |     |        |     |      |      |      |      |      |      |      |
| 深さ                       | 区分                                     | 密度                                  | 含水   | 剪断  | 最大圧縮強度 | 試験  | 試験   | 試験   | 試験   | 試験   | 試験   | 試験   | 試験   |
| 0.00—0.80                | 青色中砂交粘土                                | 1.76                                | 23.0 | 0.5 | 1.0    | 1.5 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| 0.80—1.00                | 青色細砂                                   | 1.76                                | 23.0 | 0.5 | 1.0    | 1.5 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| 1.00—1.20                | 青色細砂                                   | 1.76                                | 23.0 | 0.5 | 1.0    | 1.5 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| 1.20—1.40                | 青色純砂                                   | 1.76                                | 23.0 | 0.5 | 1.0    | 1.5 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| 1.40—1.60                | 青色純砂                                   | 1.76                                | 23.0 | 0.5 | 1.0    | 1.5 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| 1.60—1.80                | 青色純砂                                   | 1.76                                | 23.0 | 0.5 | 1.0    | 1.5 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| 1.80—2.00                | 青色細砂粘土                                 | 1.76                                | 23.0 | 0.5 | 1.0    | 1.5 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| 2.00—2.20                | 青色細砂                                   | 1.76                                | 23.0 | 0.5 | 1.0    | 1.5 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| 2.20—2.40                | 青色細砂                                   | 1.76                                | 23.0 | 0.5 | 1.0    | 1.5 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| 2.40—2.60                | 青色細砂                                   | 1.76                                | 23.0 | 0.5 | 1.0    | 1.5 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| 2.60—2.80                | 青色細砂                                   | 1.76                                | 23.0 | 0.5 | 1.0    | 1.5 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| 2.80—3.00                | 青色細砂                                   | 1.76                                | 23.0 | 0.5 | 1.0    | 1.5 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| 3.00—3.20                | 青色細砂                                   | 1.76                                | 23.0 | 0.5 | 1.0    | 1.5 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| 3.20—3.40                | 青色細砂                                   | 1.76                                | 23.0 | 0.5 | 1.0    | 1.5 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| 3.40—3.60                | 青色細砂                                   | 1.76                                | 23.0 | 0.5 | 1.0    | 1.5 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| 3.60—3.80                | 青色細砂                                   | 1.76                                | 23.0 | 0.5 | 1.0    | 1.5 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| 3.80—4.00                | 青色細砂                                   | 1.76                                | 23.0 | 0.5 | 1.0    | 1.5 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| 4.00—4.20                | 青色細砂                                   | 1.76                                | 23.0 | 0.5 | 1.0    | 1.5 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| 4.20—4.40                | 青色細砂                                   | 1.76                                | 23.0 | 0.5 | 1.0    | 1.5 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| 4.40—4.60                | 青色細砂                                   | 1.76                                | 23.0 | 0.5 | 1.0    | 1.5 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| 4.60—4.80                | 青色細砂                                   | 1.76                                | 23.0 | 0.5 | 1.0    | 1.5 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| 4.80—5.00                | 青色細砂                                   | 1.76                                | 23.0 | 0.5 | 1.0    | 1.5 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| 5.00—5.20                | 青色細砂                                   | 1.76                                | 23.0 | 0.5 | 1.0    | 1.5 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| 5.20—5.40                | 青色細砂                                   | 1.76                                | 23.0 | 0.5 | 1.0    | 1.5 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| 5.40—5.60                | 青色細砂                                   | 1.76                                | 23.0 | 0.5 | 1.0    | 1.5 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| 5.60—5.80                | 青色細砂                                   | 1.76                                | 23.0 | 0.5 | 1.0    | 1.5 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| 5.80—6.00                | 青色細砂                                   | 1.76                                | 23.0 | 0.5 | 1.0    | 1.5 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| 6.00—6.20                | 青色細砂                                   | 1.76                                | 23.0 | 0.5 | 1.0    | 1.5 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| 6.20—6.40                | 青色細砂                                   | 1.76                                | 23.0 | 0.5 | 1.0    | 1.5 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| 6.40—6.60                | 青色細砂                                   | 1.76                                | 23.0 | 0.5 | 1.0    | 1.5 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| 6.60—6.80                | 青色細砂                                   | 1.76                                | 23.0 | 0.5 | 1.0    | 1.5 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| 6.80—7.00                | 青色細砂                                   | 1.76                                | 23.0 | 0.5 | 1.0    | 1.5 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| 7.00—7.20                | 青色細砂                                   | 1.76                                | 23.0 | 0.5 | 1.0    | 1.5 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| 7.20—7.40                | 青色細砂                                   | 1.76                                | 23.0 | 0.5 | 1.0    | 1.5 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| 7.40—7.60                | 青色細砂                                   | 1.76                                | 23.0 | 0.5 | 1.0    | 1.5 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| 7.60—7.80                | 青色細砂                                   | 1.76                                | 23.0 | 0.5 | 1.0    | 1.5 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| 7.80—8.00                | 青色細砂                                   | 1.76                                | 23.0 | 0.5 | 1.0    | 1.5 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| 8.00—8.20                | 青色細砂                                   | 1.76                                | 23.0 | 0.5 | 1.0    | 1.5 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| 8.20—8.40                | 青色細砂                                   | 1.76                                | 23.0 | 0.5 | 1.0    | 1.5 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| 8.40—8.60                | 青色細砂                                   | 1.76                                | 23.0 | 0.5 | 1.0    | 1.5 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| 8.60—8.80                | 青色細砂                                   | 1.76                                | 23.0 | 0.5 | 1.0    | 1.5 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| 8.80—9.00                | 青色細砂                                   | 1.76                                | 23.0 | 0.5 | 1.0    | 1.5 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| 9.00—9.20                | 青色細砂                                   | 1.76                                | 23.0 | 0.5 | 1.0    | 1.5 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| 9.20—9.40                | 青色細砂                                   | 1.76                                | 23.0 | 0.5 | 1.0    | 1.5 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| 9.40—9.60                | 青色細砂                                   | 1.76                                | 23.0 | 0.5 | 1.0    | 1.5 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| 9.60—9.80                | 青色細砂                                   | 1.76                                | 23.0 | 0.5 | 1.0    | 1.5 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| 9.80—10.00               | 青色細砂                                   | 1.76                                | 23.0 | 0.5 | 1.0    | 1.5 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |

江東地区治水根本対策に関する  
質問主意書

ここにいう江東地区というのは、  
同地区は、地層は三十ないし四十  
メートルが粘土質であるため軟弱  
があり、明治以来地盤沈下の傾向が  
著しうなるしく、そのため隅田川沿い  
比較的高いところでも毎日の満潮  
と同じくらい、荒川放水路沿いで  
最下干潮面と同じ高さで満潮時と比  
すれば二メートルも低い地帯であ  
る。しかも今日においても江戸川区  
井町方面を中心として地盤沈下の  
傾向をたどっているのである。

この地帯は、大工堀をはじめ中小  
堀の多いところであつて、首都全  
業生産額の二割を占め、今後も発  
展の予想されているところであるが、  
に述べた低地帯、地盤沈下に対す  
る対策が確立せねば今後の発展は到  
望し得ないのである。これが対策  
として考えられるものには

- 1 外郭堤防の築造。  
江東地区を大きく堤防にて囲  
み、ジェーン台風程度には十分  
備えること。
- 2 水門、こう門の築造。
- 3 地区の盛土。

向島地区城東地区を区画整理



昭和二十八年七月二十八日 衆議院會議録第三十号 議長の報告

し、その際本所、深川地区が行つたごく盛土をする。

4 改良下水道の完成。

5 不要水路の埋立その他がある。

政府はこれら対策を実施し、江東地区の安全と繁栄に努力すべきであると考へるが、これに対する政府の見解如何。

右質問する。

昭和二十八年七月十七日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議員天野公義君提出江東地区治水根本対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕  
衆議院議員天野公義君提出江東地区治水根本対策に関する質問に対する答弁書

東京都江東地区が地盤低位のため、毎年潮水害をこうむつてゐることは、政府においてもつとに認めることであつて、同地区が重要な工業生産地帯であるにかんがみ、昭和二十四年度に災害防止計画を樹立し、この計画に基づき、総事業費約五十一億円をもつて、同年度より災害復旧事業、災害土木助成事業及び高潮防ぎ、対策事業の名称の下に、堤防及び護岸の強化築造（外郭堤防高さ四メートル、内堤高さ三、六メートル）、水門及び排水施設の改良、新

設、強化等を行つており、昭和二十七年までに約一十七億円の事業費を支出した。

昭和二十八年年度においては、暫定予算の關係もあり六月までに約一億二千二百万円を充當し、工事の進め、くを圖つてゐるが、今後とも予算の増額及び事業の早期完成については、極力努力を傾注いたしたい。

右答弁する。

金町駅、新小岩駅間客車運行に関する質問主意書

常盤線金町駅、総武線新小岩駅間には現在貨物線であるが、この貨物線に客車を入れ、旅客の輸送をしてほしいとの熱烈な要求が地元民間にある。現在貨物線であり、貨物多くして客車を運転する余力がないので地元の希望が実現しないが、この貨物線を複線化して輸送力の増強を計り、もつて客車を運転すべきものであると考へる。この貨物線の用地は複線化するに十分な土地の広さをもつてゐる。これに対する政府の見解如何。

右質問する。

昭和二十八年七月十七日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議員天野公義君提出金町駅、新小岩駅間客車運行に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員天野公義君提出金町駅、新小岩駅間客車運行に関する質問に対する答弁書

金町、新小岩間に旅客営業を開始するために多額の設備費を要するので、目下の国鉄予算事情では、早急実施は困難である。

右答弁する。

利根川の治水対策に関する質問主意書

利根川の治水問題はわが國にとつては大きな問題であるが、今回の九州水害の実態にかんがみ、その重要性は急激に増大したと考へる。特に水害に苦しむ江東地区にとつては利根川の治水は直接生死を左右する問題である。これに対し当局は江戸川に毎秒五千立方メートルの水を流して利根川のこの水を調節する計画を樹てゐるが、昭和二十二年のカスリーン台風の時は一億八千万立方メートルの水を流したのみで、ついに栗橋附近の堤防の決壊をみた。

江戸川の水路を改修して多量の水を流すことは利根川堤防の負担を緩和するものであるが、この工事は今なおあまり進んでゐないが、至急完成すべき必要がある。また江戸川分水の関宿より東京湾までの距離は鹿島灘までの距離の半分である。長距離より近距離の方が放水するに都合がよいのは自然である。

六八〇

江戸川改修は江東地区が救われるのみでなく、利根川下流地方もこの水の惨から救われるのであるから、江戸川改修は是非急がねばならない。かかる観点よりする利根川治水対策及び江戸川改修に関する政府の見解如何。

右質問する。

昭和二十八年七月十七日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議員天野公義君提出利根川の治水対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員天野公義君提出利根川の治水対策に関する質問に対する答弁書

利根川治水対策については、政府も最も意を用いてゐるところであつて、明治三十三年以来改修工事あるいは増補工事を施行してきたのである。昭和二十二年九月のカスリーン台風により増補工事未着手の東村地区先の堤防が欠壊し大なる被害をこうむつたことは誠に遺憾であつてその容積量を対照とし種々検討し改訂計画を樹立して昭和二十四年度より目下極力実施中である。しかし利根川の改修に要する費用は、河道改修のみでも今後なお六百億円の多額を要するのであるが、直轄河川改修工事は、全国で七十六河川を施行中であ

つて、現在の国家財政よりして、制約された公共事業費の大半を利根川改修にのみ支出することは困難な状況であるが得る限りの経費を計上し、昭和二十七年では十二億八千万円をもつて工事の進め、くを努めてゐる次第である。

なお、昭和二十八年年度においても急激なる経費の増額は困難であるが、工事費の経済的な江戸川に重点を置き施工する。旧計画では関宿における分水量は二千、五百立方メートルであつたものを三千、五百立方メートルに増加せしめる計画のもとに、昭和二十五年より見返資金支出の三箇年工事として着手したが、見返資金の河川事業費打ち切りにより、その後改修費を重点的に支出して昭和二十九年までにその目的を達成せしめるため、利根川改修工事中優先的に計上し、昭和二十七年において五億二千三百万円を支出し、昭和二十八年年度においては七億二千三百万円を支出する予定になつてゐる。

今後共治水費の増額を計るとともに、利根川改修工事の促進を計り利根川の水害を未然に防止したいと考へて居る次第である。

右答弁する。

東京都内幹線放射第十四号線に関する質問主意書

都内蔵前橋から市川橋まで通する幹線放射第十四号線は計画されて、



工事は中途で放棄されている。この道路は都内と千葉縣を結ぶ重大な幹線であるのみならず、江東地区特に墨田区、葛飾区の南部及び江東区、江戸川区の北部の発展に寄与するところ大であるので、かかる道路を一日も早く完成する必要があると思ひが、その計画はいまどうなつてゐるか。また今後はどうするつもりか、政府の見解如何。

右質問する。

昭和二十八年七月十七日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長堤康次郎殿

衆議院議員天野公義君提出東京都内幹線放射第十四号線に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員天野公義君提出東京都内幹線放射第十四号線に関する質問に対する答弁書

本路線については、首都建設計画の街路及び道路に関する計画路線として指定勧告されておる。

なお、東京都においては、本事業を、昭和二十八年年度から昭和三十一年度に至る四箇年計画事業として執行する予定の下に、本年度において、一千万円をもつて江戸川区上一色町地内を実施する予定である。

右答弁する。

一、去る二十四日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員山田長司君提出舗装道路

の完成促進に関する質問に対する答弁書

〔参照〕

舗装道路の完成促進に関する質問主意書

栃木県佐野市堀米町及び犬伏町は、一直線の（延長約一里半）町並で、最近非常に自動車交通量が激増して、乗用車、トラック、大型バス、オート三輪、オートバイ等一日約六百台を下らない交通量であり、晴天の日には、ほこりが舞い上がつて、一、二間先はまるで見えない有様であり、また雨天の日には、水をはね飛ばして、両側の家には一年を通じて表の戸、障子を全く開けることができない状態で、衛生上、健康上一時も裕余できない現状である。（沿道に全々人家のない佐野市大橋町から足利郡堺までは完全舗装がしてある。）如何なる理由から両町が舗装せず放置してあるのか。

一 政府は佐野市堀米町から犬伏町の沿道住民がちりとてい水に悩まされているのに、いつまで道路を舗装しないで放置しておくのか。  
二 舗装計画の有無と予算の概要如何。

右質問する。

昭和二十八年七月二十四日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長堤康次郎殿

衆議院議員山田長司君提出舗装道路

路の完成促進に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員山田長司君提出舗装道路の完成促進に関する質問に対する答弁書

道路の舗装については、一定計画のもとに幹線第二主義で施工してゐるのであるが、何分にも国の道路予算の関係で充分に実施できないのが現状である。従つて、目下道路整備五箇年計画を樹立策定中であるので、これらを勘案し、昭和二十九年以降において実施すべく考慮したい。

右答弁する。

衆議院会議録第二十七号中正誤

頁段 行 誤 正

四八四 夏季手当 期末手当

五〇三 堀立に 並場に

五〇六 御議異 御異議

五二八 未ハ 鉄道証券 鉄道債券

昭和二十八年七月二十八日 衆議院会議録第三十号 議長報告